

## Ⅱ

# 虐待の発見から援助まで

## 1 発見から援助まで

虐待はどのような場でも発見される可能性があります。しかし、発見の段階で明らかに虐待だと特定できるものは多くありません。疑いをもった場合はたとえ確信が持てなくても児童相談所又は区役所・宮城総合支所に通告ないしは連絡します。児童福祉法では、「虐待を受けたと思われる児童」までを含めて通告することが義務づけられています。従って、結果的に虐待でなかったとしてもそのことで刑事上、民事上の責任を問われることはありません。むしろ躊躇して何もしていないでいると、重大な結果につながりかねません。

児童虐待は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼします。身体に受けた傷害により、子どもに大きな後遺症が残ったり、最悪の場合は死に至ることがあります。また、身体的損傷だけでなく、子どもが負う心の傷の深さも深刻な問題です。

虐待は早期発見、迅速対応が特に重要です。なお、通告者として公務員や医療従事者などのように守秘義務がある場合でも、通告にかかる情報提供が刑法の秘密漏示罪あるいは各法律に基づく守秘義務違反に問われることはありません。

また虐待は多様な問題を含むため、ひとりで抱え込むことはせず、それぞれの専門機関が連携して対応しなければなりません。



### 児童虐待の早期発見に努める義務

職務上児童虐待を発見しやすい立場の者は、児童虐待の早期発見に努める義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律 第5条)

### 虐待の通告義務

何人も虐待が疑われる時は、迷わず児童相談所又は区役所・宮城総合支所に通告する義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律 第6条)

### 通告義務は守秘義務に優先

通告によって通告者が守秘義務違反に問われることはありません。(児童虐待の防止等に関する法律 第6条)

### (1) 虐待のサイン

虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、実際にその現場を目にすることはあまりありません。また、虐待を受けている子どもは、保護者に強く口止めされたり、保護者に見捨てられたりすること

を恐れているので、自分から助けを求めることはほとんどありません。しかし、虐待を受けている子どもや保護者は何らかのサインを出しています。周囲の人、身近な人がいち早くこのサインに気づき、支援につなげることが大変重要です。

虐待を受けている子どもや保護者、家庭には、次のような特徴が見られます。一つだけでなく、複数の項目に該当したり、継続したり、頻繁に見られたりする場合は虐待が疑われます。

## ア 子どもの様子

- 不自然な傷やあざ、火傷のあとがある
- 表情が乏しく笑顔が少ない、元気がない
- 極端にやせている、同年齢の子どもと比べて極端に小さい
- いつも同じ服を着ている、衣服、顔、髪、爪、皮膚等が不潔である
- 態度がおどおどしている、保護者の顔をうかがう
- 食べ物への執着が強い、隠すようにしてむさぼり食べる
- 他者に対して乱暴である、他児や動物をいじめる
- 不自然な時間に外出している、家に帰りたがらない
- ウソが多い、傷や家族のことで不自然な答えが多い、話さない
- 年齢不相応な性的な言葉や行為が見られる、性的なことに過度に関心を示す

## イ 保護者の様子

- 子どもの健康や安全への配慮がない、食事を与えない
- 子どもを怒鳴る、叩く
- しつけが厳しすぎる
- 子どもの悪口を言う、非難をする、養育に対して拒否的である
- 子どもの話題を避ける
- 子どもの扱いが乱暴、冷淡である
- 小さな子どもを残してよく外出している
- 子どものケガや欠席について不自然な説明をする
- 育児についての知識に乏しい

## ウ 家庭の様子

- 子どもの泣き声が頻繁に聞こえる、叫び声が聞こえる
- 保護者の怒鳴るような叱責をよく聞く、物を投げつけるような音がする
- 小さな子どもが夜遅くまで出歩いている
- 保護者が夜遅くまで帰宅せず、小さな子どもたちだけで夜を過ごしている
- 乳児や幼児がいるはずなのに、ほとんどその姿を見かけない
- 家にいるのかいないのか存在がわからない、人を家の中に入れたがらない
- 夫婦喧嘩が多い
- 地域、親族等との交流がなく孤立している、援助者がいない

## 【参考】児童虐待を発見する上で有用な身体医学的知識

身体医学的所見は虐待された子どもの治療に必要なだけでなく、虐待の認定にも有用である。以下に

虐待を強く疑わせる身体的所見を挙げたが、このような所見が同時に複数存在したり、何回も繰り返し存在する時には虐待の可能性は高まる。身体医学的所見は専門家でない判断が難しいため、小児病院や大学病院など、小児科医、法医学者、小児放射線科医、小児眼科医などの虐待対応チームをもつ病院と相談できる体制を取っておくことが望ましい（虐待対応チームは仙台市立病院内にあり）。

## [1] 発育や発達障害

基礎疾患のない低身長・低体重といった乳幼児の発育障害は Non-organic Failure to Thrive (NOFTT) と呼ばれ、虐待と考えるべきものである。適切な栄養を与えていない場合もあれば、親子関係の問題から子どもが望む形で栄養を与えることができずに成長障害となることもある。また、恐怖が続いて子どもが食事を拒否することも稀にある。成長曲線が正常な曲線からかい離していき、入院や施設入所によりキャッチアップすることが多い。NOFTT は身体的虐待を合併してくることも多く、リスクが高い虐待の形と考える必要がある。また、年長児では低身長となることが多い。なお、栄養は与えていても低身長となることもある。かつて、愛情はく奪症候群（Deprivation Syndrome）と呼ばれていたものである。適切な刺激が与えられていなかったり、恐怖の中におかれたりすることで発達の遅れが生じることも報告されている。

## [2] 皮膚所見

皮膚所見は専門家でなくとも気付くことのできる所見である。しかし、その程度や時期などを特定するためには専門家に依頼して診察をしてもらうことも必要となる。以下に虐待を強く疑わせる皮膚所見の例を挙げる。

**噛み跡**：噛み跡は虐待を強く疑わせる皮膚所見である。歯の形に添った傷や内出血が見られる。保護者は「保育園で噛まれた」「きょうだいから噛まれた」と説明することが多い。発見されたときに大きさが分かる物差しなどを置いて写真を撮っておくことで、大人による噛み跡かどうか特定できることもある。

**道具を用いたと見られる傷痕や内出血**：直線的な傷痕やある形の傷痕が複数見られる時には道具による身体的虐待が強く疑われる。事故によってはそのような傷になることはほとんどないからである。

**柔らかい組織の内出血**：一般に子どもが転んで起きる内出血は、前腕や下腿など身体の中心から遠い部分に多く、膝や肘や向う脛などの硬い組織が主である。腹部や大腿内側といった身体の中心に近い柔らかい組織にある傷や内出血が複数・頻回にある時には殴る、強くつかんで持ち上げる、などといった虐待が比較的強く疑われる。

**皮下出血を伴う抜毛**：髪の毛を強く引っ張って引きずったり持ち上げようとすると、一度に多くの髪が引っ張られ、皮下の血管が破れて皮下に出血が起きる。一本ずつ抜く心理的な抜毛ではこのような出血はほとんど見られない。したがって、皮下出血を伴う抜毛がある時には虐待が強く疑われる。

**顔面の側部の傷**：耳や頬やこめかみのあたりの傷は比較的強く虐待を疑わせる。眼周囲の内出血も殴られた結果であることが多い。また、乳幼児の唇の傷は直接殴ったり、食事中にスプーンなどで傷つけられた時に生じることが多い。子どもがハイハイをする前の唇の傷や、他の傷との合併は虐待を強く疑わせる。

**移動を獲得する前の外傷**：子どもが独歩を獲得するまえの外傷は非常に少ない。寝返りやハイハイを始める前に自分から外傷を負うことはない。特に乳児から幼児期初期の顔面の皮膚外傷には注意が必要である。

**首を絞めた跡**：首に内出血がある時には、首を絞められた可能性を疑う。線状の出血などはその可能性が高い。また、実際に強く首を絞められると、顔が浮腫状になっていることもある。

**境界鮮明な火傷の跡**：上肢のグローブ状の火傷、下肢のソックス状の火傷、アイロンの跡、など境界が鮮明な火傷は虐待を強く疑わせる。

**不衛生な皮膚の状態**：著明なおむつかぶれ、長期にわたって清拭していない皮膚の状態など、衛生状態の悪い皮膚状態は虐待のリスクが高い。

**上記の皮膚所見が複数種類見られる**：一つであれば事故の可能性も全く否定はできなくても、複数重なることは虐待の疑いが飛躍的に強くなる。

### [3] 頭部外傷

虐待による頭部外傷は虐待死の原因として最も多いものの一つである。歩行開始前の子どもが家庭内の事故で致命的な頭部外傷を起こすことはないといわれている。

**頭蓋骨骨折**：乳児の家庭内の転落・転倒では、頭頂部の縫合線を超えない線状骨折（単純骨折）は起きる可能性があるが、複雑骨折、多発骨折、陥没骨折、骨折線の離解などがある時は虐待を第一に考える必要がある。また、保護者の説明がその骨折に合致しない時や、適切な説明がない時には虐待を考えなければならない。

**頭蓋内出血**：出血傾向がない乳幼児の硬膜下血腫は3メートル以上からの転落や交通外傷でなければ起きることは非常に希である。したがって、そのような既往がなければ、まず虐待を考える必要がある。特に下記のような乳幼児揺さぶられ症候群を意識して精査する必要がある。一方、乳幼児の硬膜外出血は事故で起きる可能性が高い。しかし、親の説明とその機序が合わない時やネグレクトによる事故の場合には虐待としての対応が必要である。

**脳挫傷などの脳実質障害**：頭部を固い所に打ち付けるなどによって脳挫傷などを起こすことがある。一方、下記の乳幼児揺さぶられ症候群による脳実質障害は、びまん性脳浮腫、びまん性軸索障害、白質-灰白質せん断、脳梁断裂などを起こしてることがある。揺さぶった勢いでたたきつけられれば、脳挫傷を伴うこともある。

**乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome)**：乳幼児の身体的虐待の中でも、頭部への暴行は、直接死に至らしめたり、重大な後遺障害を引き起こす深刻な虐待である。そのうちのシェイクン・ベビー・シンドローム（以下、SBSという）は、子どもの頭部が、暴力的に揺さぶられることによって、回転性の著しい加速と減速が繰り返されることにより生じる頭部外傷である。その結果、嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止などの症状を呈し、重篤な場合は死に至る。重篤な場合には短時間で症状が出ることも多いが、中には半日以上経過して症状が出現することもある。後遺症として、視力低下、失明、知的障害、四肢麻痺などが残り、子どもへ医療ケアや療育訓練の必要性が生じる場合もある。

### [4] 眼科的所見

外傷性眼障害として、眼底出血、網膜剥離、水晶体脱臼などが起きる。外力はそれほど強くなくても頻回に眼周囲部に外力が加わることで白内障に至ることもある。出血傾向や代謝性疾患のない乳児では、周産直後にみられる産道出血を除いて、家庭内で広範囲で多層にわたる眼底出血がみられる事故は殆どない。ただし、乳児期後期の子どもからの転倒で2～3個の眼底出血がみられることはあり得るという報告もある。したがって、詳しい眼科的な診察の基に所見を取ることが必要である。ただし、2～

3個の出血であるからといって虐待が否定されるわけではない。その他の調査と組み合わせて評価する必要がある。虐待が疑われる乳児（虐待の種類は問わない）及び2歳未満の身体的虐待が疑われるケース、特に頭部外傷や顔面の外傷があるケースでは、眼科的精査が必須である。

## [5]耳鼻科的所見

**鼓膜破裂**：鼓膜破裂は強く殴られた時に起きる。虐待が強く疑われる。

**難聴**：顔面を激しく殴られると耳小骨のずれが生じて難聴を来すことがある。

**鼻中隔骨折**：やはり外傷によって起きる。転んで強く顔面を打ったという既往がない時には虐待が疑われる。顔面を殴られたことが疑われる時には耳鼻科受診が必要である。

## [6]頭蓋骨以外の骨折

骨折は古くから虐待の所見として重要とされてきた。ただし受傷直後では判定が困難なことが多いため、10日～2週間後に再撮影することが求められる。なお、乳幼児の骨折の判断には高い専門性が求められるため、できるだけ、小児放射線科医のいる病院で読影してもらう必要がある。全身骨撮影が必要な場合は、3.(5)アの通り(※)である。以下の骨折は虐待を強く疑わせるものである。

**保護者の説明と合わない骨折**：全ての外傷と同様、保護者の説明との不一致は重要な所見であるが、特に、受傷機転が不明であったり、説明と一致しない乳幼児の骨折は危険性が高いと判断すべきである。

**歩行開始前の子どもの四肢の骨折**：歩行を開始する前の子どもが家庭内で四肢の骨折を起こすことは殆どない。家庭内の転落で骨折の可能性があるのは頭蓋骨の単純骨折と鎖骨骨折である。その他の骨折は、非常に特殊な状況で挟まるなどの問題があった時である。その場合にはそれに見合った説明がなされているはずであり、状況に合う説明がない場合は虐待を第一に考えるべきである。なお、幼児期のきょうだいが躓いたという説明が行われることがあるが、それで骨折することは非常に特殊な状況の場合のみであり、家庭内の一般の活動では起きないと考えるべきである。

**新旧混在する多発骨折**：骨折しやすくなる病気を持っている子ども以外で骨折が多発することは殆どない。特に乳幼児ではまず虐待を考えるべきである。

**乳幼児の肋骨骨折**：乳幼児が肋骨を骨折するのは交通事故などの特殊な外傷以外は虐待を疑う必要がある。特に虐待の場合は両側から強力な力で圧迫を加えることによって後部や側部に起きることが多く、複数の肋骨が同様の場所で骨折することが多い。

**骨幹端骨折**：特殊な形の骨折であり、子どもの症状は少ないが、虐待に特異的な骨折である。骨が未熟な乳幼児が激しく揺さぶられたりねじられたりした時に起きると考えられている。骨折の形としてはコーナー骨折、バケツの柄骨折などと呼ばれるものであるが、非常に微細な骨折であり、小児放射線科医などの診断が必要になることが多い。

**乳幼児の肩峰骨折・骨盤骨折・脊柱の圧迫骨折**：数は少ないが、見落としがないようにしなければならない。

※「すべての虐待が疑われる乳児」「3歳未満児で身体的虐待が疑われるとき」「3歳以上では本人の訴えあるいは臨床的に所見が明らかな部位」

## [7]内臓出血

腹腔内出血や腸管内出血などは外傷性で起きることがある。ECHOやCTの検査によって、外傷性の可能性が判断できる。虐待による内臓出血は受診の遅れを伴うことが多いので、致死率が高い。

## [8] 溺水

歩行開始前の乳児の溺水は虐待を強く疑わせる。また、幼児期であっても虐待を疑う必要がある。子どもを安全に護る監視を怠ったネグレクトの可能性もある。

## [9] 婦人科的所見

性的虐待の場合には、妊娠の有無、性器の外傷、性器内の精液の存在の有無、肛門等その他の会陰部の外傷、性感染症のチェックなどの診察を行う。性器の所見は2週間くらいで認めなくなってしまうため、早期に診察することが必要である。性器に所見がないことが、性的虐待を否定することにはならないことに留意が必要である。性感染症の存在は強く性的虐待を疑わせる。淋菌や梅毒は出生前の感染でなければ性的虐待がほぼ確実に存在すると考える。出生前感染ではないクラミジア感染、尖形コンジローム、臍トリコモナスも性的虐待の可能性が高い。性器ヘルペスに関しては、Ⅰ型の場合は口唇感染部を触った手で性器を触ることによる自己感染の可能性もあるが、Ⅱ型ヘルペスは性的虐待による可能性が非常に高い。ただし、Ⅰ型ヘルペスでも性的虐待が否定されるわけではない。細菌性膣感染症は繰り返す時には性的虐待の可能性もある。

## [10] 精神医学的所見

虐待を受けた子どものアタッチメント形成の問題やトラウマにより生じる、愛着障害、行動の障害、感情の障害、解離など、精神医学的所見も重要になる。また、広汎性発達障害（PDD）や注意欠陥/多動性障害（ADHD）などの鑑別や合併の有無を確認しておくことも重要である。PDDやADHDは育てにくさに繋がり、虐待のリスク因子となる可能性もある。

## [11] 歯科的口腔内所見

歯牙脱臼・破折や顎骨骨折の新旧痕（繰り返しの疑い）がある。

口唇小帯の切断（強制摂食の疑い）がある。

dmf 歯数及びう歯未処理率が高い。

出典：子ども虐待対応の手引き（厚生労働省 2013/08）

歯・口から見える子ども虐待（一般社団法人 仙台歯科医師会）

## (2) 初期対応のポイント

### ア 緊急度・深刻度の判断 (P.19「一時保護に向けたアセスメントシート」 P.20「深刻度アセスメントシート」参照)

虐待には早急な対応が求められます。虐待を発見した場合や、虐待が疑われる場合には、すぐに児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告することが重要です。特に緊急度・深刻度が高い場合はすぐに児童相談所へ通告します。

### イ 速やかな通告と子どもの安全確保

まずは、子どもの生命、身体の安全を確保することが大切です。前述の緊急度・深刻度の判断をし、**子どもが危険な状況にあったり、子どもが保護を求めているときは、直ちに児童相談所に通告してください。**児童相談所では一時保護の要否を判断し、必要な場合は一時保護を行います。

子どもの生命、身体の安全を守るため一刻を争う場合には、警察に通報（110 番通報）して、子どもの安全を確保することが必要です。

ケガや火傷などがひどい時には医療機関に連れていく、または、救急車を手配します。

**子どもの命を守ることを最優先に考え、迅速かつ積極的な対応をしていくことが重要です。**

## ウ 関係機関の連携体制の構築

虐待の背景には、子育ての問題に限らず、保護者の経済面や健康面での問題、生活環境など多くの問題が潜んでいます。解決には関係機関の連携が必要となりますので、早急に関係機関によるケース検討会議を開いて、情報交換と情報の共有化を図り、対応のための連携体制を構築することが重要です。



### 初期対応のポイント

- ◆まず、緊急度・深刻度の判断
- ◆直ちに児童相談所又は区役所・宮城総合支所に通告（緊急度・深刻度が高い場合は児童相談所）

## (3) 援助のポイント

### ア 子どもへの援助

子どもは極めて強いストレスを感じながら生活してきたと考えられます。さらに、これ以上心に深く傷を受ける状態になってしまうと解決困難な状況に陥ってしまうため、早期の適切な援助が必要です。

また、できるだけ安心感を与える接し方をすることが大切です。大人に対する不安感を表し、反抗的な態度や反社会的な行動をとる場合もあるので、その際には専門の治療機関による治療的関わりが必要になります。援助者は感情的にならず、子どもの心の傷を癒すことは非常に時間がかかるものと心得て接することが肝要です。

### イ 保護者への援助

虐待をしている保護者の気持ちを理解したり、共感したりすることは援助する側にとっては困難な場合が多いですが、保護者自身が子育ての仕方や自らの問題に悩み、SOSを出していることも考えられます。保護者自身に育ちの問題や家庭のストレスなどがある場合も多いため、子どもへの関わりが不適切であることを伝えつつも、保護者の思いを理解するように話を傾聴します。

加えて保護者は、他人との信頼関係を築くのが苦手な場合が多いので、援助する側が根負けしてしまう場合もあります。保護者から信頼されなければ、保護者の抱える問題を聴き取ることができず、問題解決が遠のいてしまいます。また、保護者が拒否的な態度を示すこともあります。子どもへの関わりが不適切であることを伝え、改善に向けて一緒に取り組んでいこうという姿勢を示すことが必要です。

援助者は保護者を理解しようとする共感的な態度で臨み、まず保護者との関係を壊さないように保護者の話にじっくりと耳を傾けることが大切です。

### ウ 関係機関との連携（援助の役割分担）

虐待を抱える家族は、その背景に問題が複雑に絡み合っている場合が多く、関係機関が協力して援助を行うことが必要です。

子育てや家庭の問題で悩んでいる場合には相談機関を、精神的治療が必要な場合は医療機関を紹介します。そして、各機関はそれぞれの役割に応じた援助を行い、お互いが綿密に連絡を取り合って、子どもや保護者に混乱を与えないようにすることが大切です。

## 工 援助者の精神的安定

虐待の問題にかかわる人は、多少なりとも心にダメージを受けます。そこで、**虐待問題にかかわる援助者自身の心のケアも重要**です。

子どもを叩くことに罪悪感のない保護者、強硬に反発する保護者に接すると、精神的にかなり動揺することがあります。また、何とか解決したいという思いが強くなるに従って、対応がうまく進まないことに苛立ちをおぼえることも増えてきます。

子どもや保護者の援助は非常に時間がかかり、スムーズにいかないことも多いのが現状です。

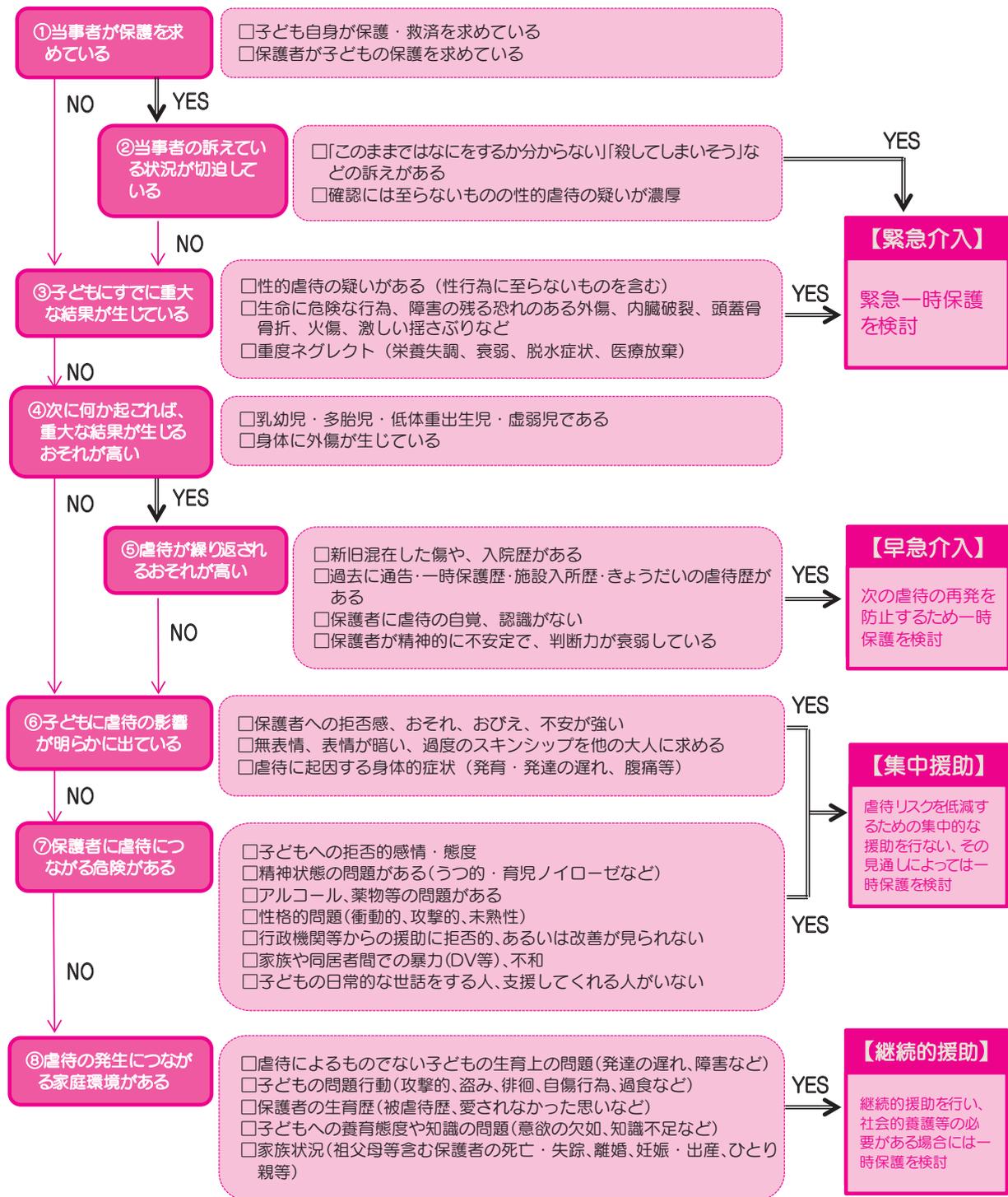
そのような時は、**問題を一人で抱えず**関係者に相談するなどして、冷静な対応ができるように気持ちを整理して行動することが大切です。特に、対応に不慣れな人が単独で行動を起こすことは、大きな危険や問題が起こりうることを認識し、**関係機関を含めたチームで対応すること**を心掛けましょう。また、援助者が**\*スーパービジョン**や**\*コンサルテーション**を受けることも適切な援助をするうえで効果的です。

**\*スーパービジョン**=業務について、同じ職場内で知識・経験を持つ職員などから助言・指導を受けて、問題の解決を図ること。

**\*コンサルテーション**=機関・組織ないし個人が他機関、他部門の専門家との相談・協議あるいは指導を受けること。または専門家がそれらを行うこと。

# ■ 緊急度・深刻度の判断指針

## 一時保護に向けたアセスメントシート



▽当シートは一時保護の必要性をできる限り客観的に判断するための補助的なものであり、機械的な判断をしない。  
▽各チェック項目だけに捉われず、その他情報を勘案して緊急性を判断する。

# 深刻度アセスメントシート

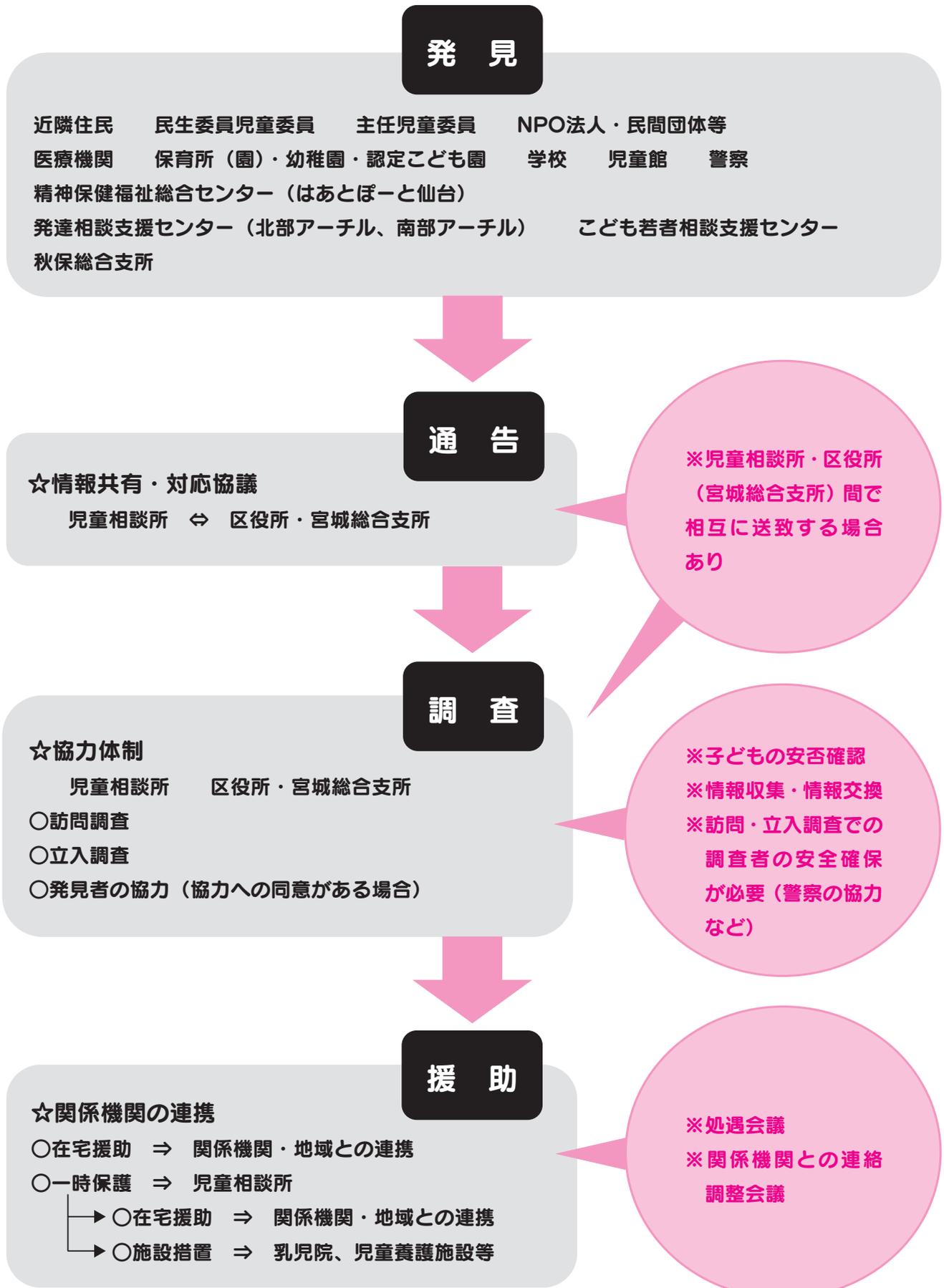
## 【判断にあたっての留意事項】

- ▽深刻度の判断にあたっては、各項目のみならず、児童の年齢や状態、保護者の状態、家庭環境等を加味して個別の事例ごとに判断する。
- ▽複数の虐待項目が該当する場合、対象世帯の深刻度レベルを積極的に上げるよう検討する。
- ▽児童が0歳～未就園児、低出生体重児、発達遅れがある、など児童が助けを求めづらい場合は、深刻度レベルを積極的に上げるよう検討する。
- ▽保護者以外の者による虐待行為を保護者が放置している場合、保護者によるネグレクトと認定し、各虐待種別の該当するランクに相当する判定とする。

ランク	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	
要保護	<b>現時点で、虐待等により、生命の危険に関わる受傷、養育の放棄・怠慢のために病死・衰弱死の危険性があるもの、心理的な影響が極めて高いもの等</b>				
	<input type="checkbox"/> 生命に危険な身体的暴力がある、または可能性がある(逆さ吊りにする、投げつける、踏みつける、乳幼児を激しく揺さぶる等) <input type="checkbox"/> 窒息の危険性がある(首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団蒸しにする) <input type="checkbox"/> 頭部に重度の外傷がある(骨折、硬膜下血腫、眼底出血等) <input type="checkbox"/> 腹部に重度の外傷がある(内臓損傷、皮下出血等) <input type="checkbox"/> 著しい火傷がある <input type="checkbox"/> 無理心中の危険性がある <input type="checkbox"/> 児童の殺害や、保護者の自殺の危険がある(保護者から「死にたい」「子どもを殺してしまいたい」等の発言があった場合は、特に留意)	<input type="checkbox"/> 生命を脅かす程、食事や衣類等を与えていない <input type="checkbox"/> 脱水症、栄養失調のために衰弱している <input type="checkbox"/> 乳幼児の棄児や置き去り、また乳幼児だけで放置する <input type="checkbox"/> 生命の危険があるにも関わらず医療を受けさせていない <input type="checkbox"/> 医療機関を介さず分娩を行った(産後の状況に応じて深刻度を再評価する)	<input type="checkbox"/> 妊娠している <input type="checkbox"/> 性的行為の強要がある <input type="checkbox"/> 性病に罹患している <input type="checkbox"/> 性器に傷が見られる <input type="checkbox"/> プライベートゾーンを触る・触らせる行為 <input type="checkbox"/> 強制的に性描写や性行為を見せる行為 <input type="checkbox"/> 年齢にそぐわず一緒に入浴を強制する行為 <input type="checkbox"/> 一緒に布団への就寝を強制する行為(他の親やきょうだいの介入を拒む) <input type="checkbox"/> 児童を対象として性的な撮影をしている	<b>【B以上の心理的虐待の目安】</b> Cの状態にあり、下記①～②が見られること  ①保護者の行動 <input type="checkbox"/> 保護者が刃物を向けて脅す等の行為がある <input type="checkbox"/> 保護者から自殺の強要、教唆がある <input type="checkbox"/> 保護者が児童の面前で自殺企図 <input type="checkbox"/> 保護者が児童の面前でリストカットやオーバードーズ等の自傷行為を行う ②児童の状態 <input type="checkbox"/> 日常生活上で様々な問題行動(非行、頻回な自傷行為等)が生じている <input type="checkbox"/> 深刻な身体症状(発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、抜け毛)が表れている	
	<b>生命への影響はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる危険性が高いもの等</b>				
		<input type="checkbox"/> 医療が必要な外傷がある(頭部外傷、骨折、裂傷、目の傷、火傷等) <input type="checkbox"/> 煙草等の押し付けによる火傷がある <input type="checkbox"/> 新旧混在した傷がある <input type="checkbox"/> 一室に閉じ込める、車に閉じ込める、または家から出さない等の監禁行為が継続してある	<input type="checkbox"/> 成長に必要な食事や、衣類、衛生環境(車中泊、ライフラインが止まる等を含む)を与えていない <input type="checkbox"/> 慢性的な栄養状態不良や体重増加不良があるのに医療を受けさせていない <input type="checkbox"/> 入院・通院加療を要する状態にも関わらず医療を受けさせていない(病氣、けが、ひどい虫歯等) <input type="checkbox"/> 児童の意思に反して登校させない <input type="checkbox"/> 監護不十分で重大な怪我が発生	<input type="checkbox"/> 意図的に性器を見せる行為 <input type="checkbox"/> 児童が拒否しているにも関わらず、入浴を覗く行為	<b>【C以上の心理的虐待の目安】</b> 下記<心理的虐待の例示>の状況に加え、下記①～②が見られること  ①児童に虐待を起因とする情緒行動面の問題が表れている(自傷行為、無表情、うつ症状、保護者に従順、過度に保護者の顔色をつかがず、児童が自分自身を否定する様な発言、身体の緊張、過度のスキンシップ、他児への暴力や恫喝等) ②保護者に対する強い拒否感や恐怖心を表明し、保護者による監護を拒否する
		<b>継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの心身の成長に影響を及ぼす危険性があるもの等</b>			
	<input type="checkbox"/> 傷痕が残る暴力がある <input type="checkbox"/> 外傷が残らないものの、暴力が継続して起きている <input type="checkbox"/> 長時間戸外(ベランダ含む)に閉め出される	<input type="checkbox"/> 大人の監護なく家に置いている <input type="checkbox"/> 異臭がする、不潔である、季節に合わない衣服である等、慢性的に劣悪な生活環境がある <input type="checkbox"/> 監護不十分で些細な怪我が発生 <input type="checkbox"/> 児童が過度にきょうだい・家族の世話や家事等を担っており、児童が本来受けられる権利が奪われるにされている <input type="checkbox"/> 保育施設・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、長期欠席が続いている	<input type="checkbox"/> 児童に対して卑猥な言葉を浴びせる行為 <input type="checkbox"/> 児童が嫌がっているにも関わらず、年齢にそぐわない接触や過度なスキンシップを行う行為 <input type="checkbox"/> アダルトサイト、アダルト雑誌、保護者の性交渉を児童が容易に見聞きできる状態にする行為	<b>【心理的虐待の例示】</b> <input type="checkbox"/> 言葉で脅かす、脅迫する <input type="checkbox"/> 無視したり、拒否的な態度を示したりする <input type="checkbox"/> 児童の心を傷つける言動がある <input type="checkbox"/> 児童の訴えや求めに対して無視し続ける <input type="checkbox"/> 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする <input type="checkbox"/> 児童の面前であるか否かに関わらず、配偶者やその家族などに対する暴力や暴言がある <input type="checkbox"/> 威嚇やストレス解消等を目的に、物を破壊したり家族に物を投げるなどの破壊・暴力行為を行う <input type="checkbox"/> 児童のきょうだいに「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」の行為を行う	
	※Cを基本とするが、児童の年齢や、状況・期間等により程度を判断する				
要支援	<b>保護者に一定の行動抑制はあるが、実際に子どもへの暴力が見られたり、養育に対する拒否感があったりするもの又は保護者の家事・養育力が不足しているもの等</b>				
	<input type="checkbox"/> 外傷が残らないものの、児童を叩く、蹴る等の暴力が時々ある	<input type="checkbox"/> 健康問題を起こす程ではないが、食事・住居・衣服など養育上不適切な状況がある <input type="checkbox"/> 保育施設・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく欠席が多い <input type="checkbox"/> 児童が過度にきょうだい・家族の世話や家事等を担っている疑いがある <input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査や予防接種(定期接種)を合理的な理由なく受けさせていない <input type="checkbox"/> 居住実態が把握できない児童がいる(住民票等の住所地に居住しておらず、関係機関による目視確認ができない児童)	<input type="checkbox"/> アダルトサイトやアダルト雑誌等を児童が見ようと思えば見える状態にする行為	※Dを基本とするが、児童の年齢や、状況・期間等により程度を判断する	
<b>養育等についての支援が必要と認められるもの</b>					
	<input type="checkbox"/> 現在、明らかな虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待が発生するおそれがある <input type="checkbox"/> 養育者が虐待をしてしまいたいという不安を訴えている <input type="checkbox"/> 家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生するおそれがある <input type="checkbox"/> きょうだいの虐待歴が確認される等から、虐待が行われているおそれや今後起きる危険性がある <input type="checkbox"/> 保護者や児童との面談では虐待の事実が確認できないが、通告の内容やその頻度から、虐待が行われている疑いがある <input type="checkbox"/> 関係機関からの援助に対する拒否感がある <input type="checkbox"/> その他心配な家庭環境がある				

#### (4) 発見から援助までの流れ

##### ◎虐待の発見から援助まで



## (5) 協力体制と各機関の役割一覧

### 保育所（園）・幼稚園等

- ・日常子どもと接している中での早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・区役所、民生委員児童委員等、児童相談所との連携のもと被虐待児童の見守りと保護者の支援

### 学校

- ・日常子どもと接している中での早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・学級担任、養護教諭及び教育委員会との連絡調整
- ・区役所、民生委員児童委員等、児童相談所との連携のもと被虐待児童の見守りと保護者の支援

### 民生委員児童委員・主任児童委員

- ・日常の相談活動での早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・関係機関及び児童相談所との連携を密にして地域での対応

### 児童館（センター）・塾・フリースクール等

- ・日常子どもと接している中での早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・区役所、民生委員児童委員等、児童相談所との連携のもと被虐待児童の見守りと保護者の支援

### 医療機関

- ・治療を通しての早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・児童相談所及び区役所・宮城総合支所との連携のもと経過観察

### NPO法人・民間団体等

- ・相談や支援事業を通しての早期発見と援助
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・関係機関との連携による個別支援
- ・啓発活動を通じての虐待防止

### 児童相談所

- ・子どもの相談の中での早期発見
- ・発見者より通告を受ける
- ・区役所・宮城総合支所への送致
- ・関係機関との連携による子どもと家庭の援助
- ・家庭と子どもを分離する必要がある場合は一時保護
- ・分離が長期の場合は児童養護施設等の入所や里親への委託（親権者の同意がない場合は家庭裁判所の承認が必要）
- ・保護者の行為が子どもの福祉を損なう場合は家庭裁判所に親権喪失宣告の申立

### 区役所・宮城総合支所

- ・保健活動を通して予防・啓発
- ・各種健康診査や相談等での早期発見
- ・発見者より通告を受ける
- ・児童相談所への送致
- ・信頼関係を築きながら実態の把握、支援を行うための家庭訪問
- ・関係機関及び児童相談所との連携を密にした虐待の対応
- ・子育て支援グループや育児教室等を通じての保護者支援による虐待防止

### 秋保総合支所

- ・保健活動を通して予防・啓発
- ・各種健康診査や相談等での早期発見
- ・児童相談所又は区役所への通告
- ・信頼関係を築きながら実態の把握、支援を行うための家庭訪問
- ・関係機関連携のもと被虐待児童の見守りと親の支援
- ・育児教室等を通じての保護者支援による虐待防止

### こども若者相談支援センター

- ・日常の相談活動や街頭指導の場面での早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・ふれあい広場活動等を通して被虐待児童の見守り

### 家庭裁判所

- ・児童福祉施設入所承認等の案件取扱及び当事者や児童相談所長の申立により親権喪失宣告
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・親権者の意に反して一時保護を行う場合の許可状発行（地方裁判所及び簡易裁判所でも可能）

### 精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）・発達相談支援センター（アーチル）

- ・日常の電話相談や来所相談での早期発見
- ・児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告
- ・児童相談所、区役所との連携のもと被虐待児童の見守りと保護者の支援

### 児童養護施設・児童心理治療施設・里親等

- ・保護者が子どもを養育することが困難な場合の子どもの生活の場
- ・日常生活において心の傷を癒し成長を援助

### 警察

- ・市民や関係機関からの通報を受け児童相談所へ通告
- ・場合により児童相談所へ身柄付通告
- ・児童相談所が立入調査を行う際及び児童養護施設等での保護者引取強要への対応協力

## 2 それぞれの立場での発見から援助まで

### (1) 保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園

保育所等や幼稚園は保護者とともに通園することから、親子のかかわり方や子育ての様子を目にすることができます。保育士や教諭は、日中の生活のなかで、子どもの様子を観察することができるので、深刻な虐待に至る前に発見したり、早い解決へつなげることができます。

特に保育所等は、児童虐待防止の観点から保育が必要と考えられる児童を優先的に入所させることが求められており、親子に対する援助を行う重要な機関のひとつになっています。

#### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

##### 〔子どもの様子〕

- 表情や反応が乏しく、笑顔が少ない
- 季節に合わない服装、衣服や身体が日常的に不潔
- 体に新旧のあざや傷がある
- 不自然なケガや火傷、手当が不十分
- 身長、体重の増加が少ない
- 他児とうまくかかわれない
- 態度がおどおどしていて、遊びに集中できない
- 威圧的、攻撃的、乱暴な言葉遣いや行動
- 食べ物への執着が強い、あるいは食欲がなさ過ぎる
- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退
- 警戒心が強い
- 保育士や教諭を試したり、独占したりする
- 保護者の顔をうかがったり、甘えなかったりする

##### 〔保護者の様子〕

- 人前で子どもを平気で叩いたり、怒鳴ったりする
- 子どもとの接し方や、ことばが拒否的
- 保護者の話と子どもの状態が矛盾している
- 病気になっても病院に連れていかない
- 親の気分の変動が激しい
- 親が不在だったり、寝ていたりして子どもを放置
- しつけと言って体罰を加える
- 育児に負担感がある
- 生活にゆとりがない
- 家族関係が不調で、保護者の精神状態があまり良くない
- 正当な理由なく登園させない
- きょうだい間での著しい差別や他児童との比較

#### イ 初期対応

##### ● 所長、園長に相談

全ての職員は、虐待が疑われる場合や心配がある時には一人で悩まずに、まず所長や園長に相談をしましょう。そして、速やかに「虐待が疑わしい」ことを児童相談所又は区役所・宮城総合支所に連絡します。

##### ● 情報収集と観察記録

所長、園長は、その子どもに関する身上を調査したり、他の保育士や教諭から気づいたことを聴き取るなどしてできるだけ多くの情報を集めるようにします。

また、「虐待かな」と疑いを持った時から、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。特にあざや傷などがある場合には、写真やスケッチが有効です。

### ●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

所長、園長は、虐待の疑いが高い場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合は、すぐに児童相談所へ通告します。児童福祉法により、児童福祉施設・学校等は要支援児童等を把握した場合、市町村に情報提供するよう努めることと規定されています。

### ●緊急度が高い場合の対応

緊急度が非常に高く、子どもの生命・身体の安全確保が必要な場合は、児童相談所での一時保護、病院に搬送しての治療、警察による安全確保などの対応を要請します。（P.16 参照）

### ●所内、園内会議で対応策検討

所長、園長は、今後、子どもと保護者をどのように援助していくのか、保育所等や幼稚園としてどのようなことができるのか、それぞれがどのような役割をすればいいのかなどについて所内（園内）で協議し、共通認識を持つとともに対応策を検討していきます。また、保育所等や幼稚園が単独で判断せず、常に児童相談所又は区役所・宮城総合支所と連携をとりながら対応することが必要です。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ち着いて過ごせる時間を確保するために、できるだけ保育所等や幼稚園への登園を促すようにしましょう。

また、満足な食事が与えられていない、身体や衣服が非常に不潔である、爪や髪が伸びすぎているなどの状況が見られる場合は、沐浴をさせる、爪を切るなどの手当てを行います。その際、他の子どもとの対応に注意を払い、子どもの心を傷つけないように配慮しましょう。

### ●心理面への対応

保護者から虐待を受けている子どもは、自分から虐待されていることを訴えることはまれです。唯一のよりどころである保護者の行為には、小さな子どもでも口を閉ざしてしまうことが多々あります。

このような時は、子どもが安心して甘えられる人が必要であり、子どもの話をじっくりと聴いてあげると子どもは安心して気持ちを表現するようになってきます。混乱した行動や暴れることも心の解放とみて、受け止めながら対応を工夫することが必要です。対人行動がうまく取れない子どもの場合、特にあせらず丁寧に支援していくようにします。

子どもは愛されていること、大事に思われていることが実感できるようになると、気持ちが穏やかになっていきます。

また、虐待を受けている子どもは自分が悪い子だから辛い目にあうと思いがちで自信を無くしていることが多いものです。誰かに守られていることが分かり、認められることで自信を持つようになっていきます。

〔保護者への援助〕

### ●精神的援助

乳幼児への虐待は保護者の子育てする力の未熟さや、子育てに対する不安や苛立ちの現れでもあり、救助サインと見ることができます。抵抗できない子どもの命を守り、保護者を追い詰めないように対応することが大切です。

そして、保護者が孤立しないように、子育ての大変さをねぎらったり、常に暖かい目で見守り、安心して相談できる体制をつくります。

また、虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなどそれなりの理由があります。親としての自信を失っていることもありますので、責めることはしないで親の思いを理解するようにします。

子どもが持つ行動特性や気質などで育てにくい子の場合もありますので、子どもの理解の仕方や育て方など具体的な方法を一緒に考えていきます。

### ●専門機関の紹介

子どもに外傷があったり成長発育に心配があったりすると思われる時に、そのままにしておくと、子どもの将来に悪い影響が及ぶことを説明して、医療機関への受診をすすめます。

また、保護者の悩みを受け止めてくれる専門の相談機関（区役所・宮城総合支所の子供家庭総合相談、アーチル、親子こころの相談室など）を紹介します。

〔援助の体制〕

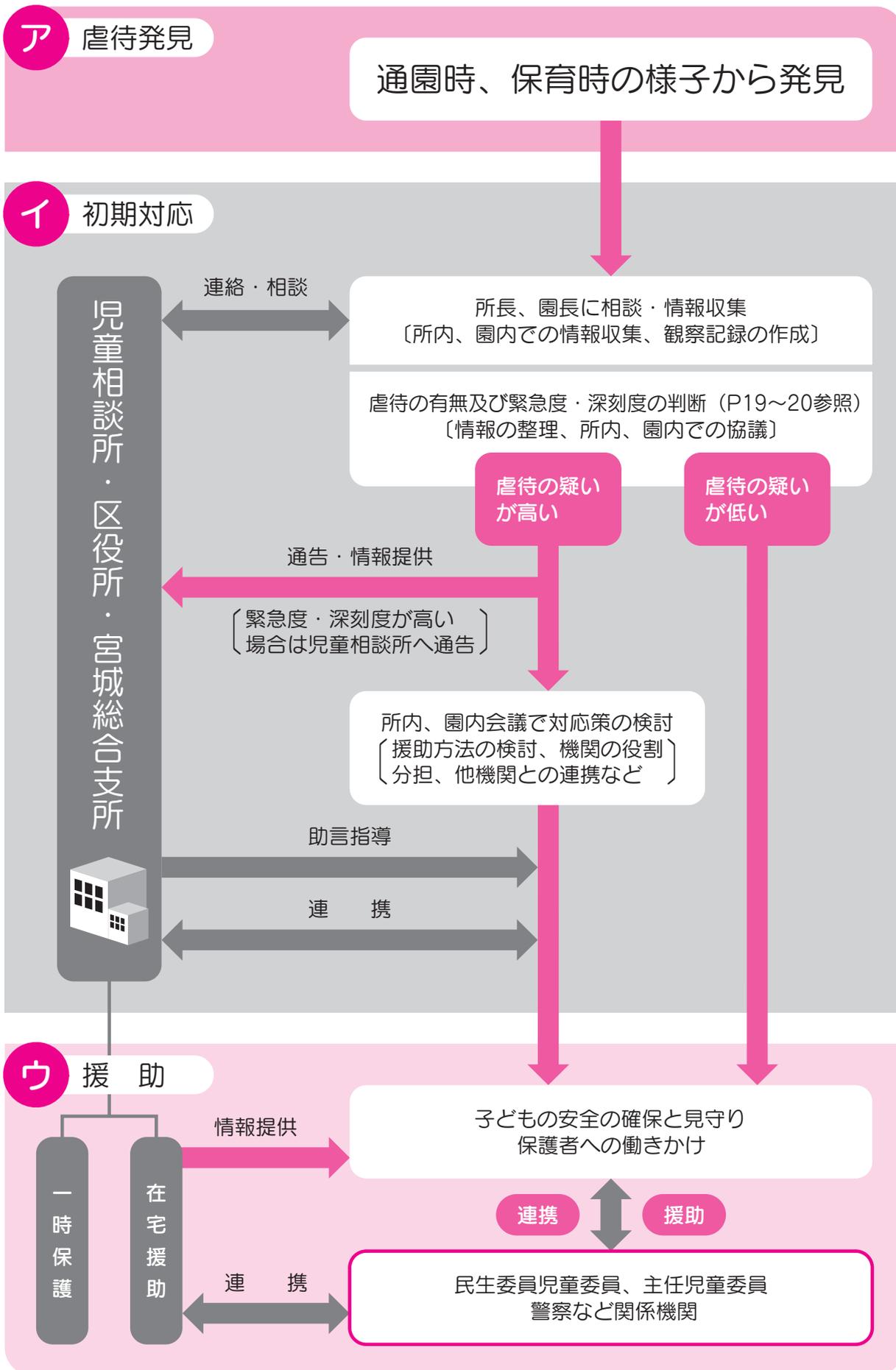
### ●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合であっても、在宅で見守っていくケースも多くあり、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

児童相談所や区役所との連携をとるのはもちろんですが、区ごとのネットワーク組織を活かして、地域の事情に詳しく保護者との接触も持ちやすい民生委員児童委員や主任児童委員のほか、きょうだいが通っている学校や幼稚園、保育所、児童館など子どもを取り巻く地域の関係機関とも情報共有しながらしっかり連携を図ることが必要です。

また、保護者が機関の援助を拒み、態度が強硬だったり暴力的だったりする場合は、警察と連携していくことも必要です。

〔保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園〕



**(2) 学校** ※「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省 令和2年6月改訂)も参照してください。

学校では、身体面の特徴だけでなく行動面の変化にも注意が必要です。よく見られるのは、反抗的行動・攻撃的・乱暴な言動や行動・逸脱行動等です。こうした行動は、単なる問題行動・非行として対応されがちですが、背景に家族の問題・保護者の養育の問題があることが少なくないので、「子どもへの虐待」という視点をもって対応する必要があります。

したがって、授業中・休み時間・放課後などの子どもの行動や言動を十分に観察し、その状況に即して、対応を考えていくことが重要です。また、長期欠席児童生徒の場合には、虐待が潜んでいる可能性もあるので、家庭訪問をするなどして家庭状況等の把握に努めることが必要です。

現在は市立の各小・中・高・特別支援学校にSC(スクールカウンセラー)が配置され、児童生徒や保護者対象のカウンセリングにあたっており、早期発見につながったケースもあります。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

#### 〔子どもの様子〕

- 表情が乏しい
- 触られること・近づかれることをひどく嫌がる
- 乱暴な言葉遣い
- 極端に無口
- 大人への反抗的な態度
- 顔色を窺う態度
- 落ち着かない態度
- 教室からの立ち歩き
- 家に帰りたがらない
- 性的に逸脱した言動
- 集中困難な様子
- 持続的な疲労感・無気力
- 異常な食行動
- 衣服が汚れている
- 過度なスキンシップを求める
- 説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ
- 体育や身体測定のとくによく欠席する
- 低身長や低体重、体重減少
- 親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる

#### 〔保護者の様子〕

- 感情や態度が変化しやすい
- イライラしている
- 余裕がないように見える
- 表情が硬い
- 話しかけても乗ってこない
- 子どもへの近づき方・距離感が不自然
- 連絡が取りにくい
- 人前で子どもを厳しく叱る・叩く
- 行事に参加しない
- 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い
- 家の様子が見えない
- 子どもへの近づき方・距離感が不自然
- 子どもの具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

### イ 日頃の観察と初期対応

#### ●発生予防、相談体制の充実等

学校・教育委員会等設置者は、子どもの悩みや不安を受け止める窓口があることを幼児・児童・生徒に日常的に伝えておくことが大事です。子どもや保護者が早い段階からSOSを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながるからです。

例えば、24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく)など、複数の窓口を常に教室や廊下等に掲示しておくことなどが考えられます。

## ●日頃からの観察等

学校・教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません（児童虐待防止法第5条）。「ア 虐待発見のポイント」のような子どもや保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

さらに、児童虐待防止法ではドメスティック・バイオレンス（DV）により子どもに心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており、DVの問題がある家庭で子どもが育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、子ども自身が直接暴力などの虐待を受けていることもあつことに留意が必要です。

このほか、健康診断においては、各種の検査等が行われることから、早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子どもを把握した場合は児童相談所又は区役所・宮城総合支所への情報提供が必要です。事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。

## ●チームとしての早期対応

学校が専門機関として継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

また、虐待と疑われる事実関係は、本人の発言内容も含めて具体的に記録してください。

## ●通告の判断に当たって

学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ・ 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ・ 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ・ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ・ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならず、早期対応の観点から通告することが重要です。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されません。

## ●通告の仕方

通告は概ね、児童相談所又は区役所・宮城総合支所に対して行います。

通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、区役所・宮城総合支所に連絡することになりますが、次の①～④に該当するような場合は児童相談所に通告しましょう。

ただし、区役所・宮城総合支所の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合は、子どもの安全のために速やかに児童相談所に連絡してください。

### 【児童相談所に通告する場合】

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子どもが帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

必ず通告後速やかに設置者である教育委員会等設置者にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡しましょう。

また、次の①～④の場合については警察にも通報するようにしてください。

#### 【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

## ウ 通告後の対応

通告後は児童相談所又は区役所・宮城総合支所が対応にあたりますが、一連の流れの中で、児童相談所又は区役所・宮城総合支所から学校へ個別の協力要請がくることもあります。

一時保護が解除され、児童生徒が学校に復帰する際、学校は児童相談所から保護期間中の子どもの状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります。

学校は一時保護解除後も当該児童生徒が普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、不自然な点があれば、児童相談所又は区役所・宮城総合支所に相談するようにしてください。また、長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合は、その情報を関係機関と共有して対応することが重要です。

## エ 子ども・保護者との関わり方、転校・進学時の対応

### ●子どもへの関わり

虐待を受けた子どもは大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員は子どもの言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりするほか、SC、SSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするなどして対応していくことが必要です。

### ●保護者への対応

通告後は、児童相談所又は区役所・宮城総合支所が個々のケースについて調査し、援助方針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。

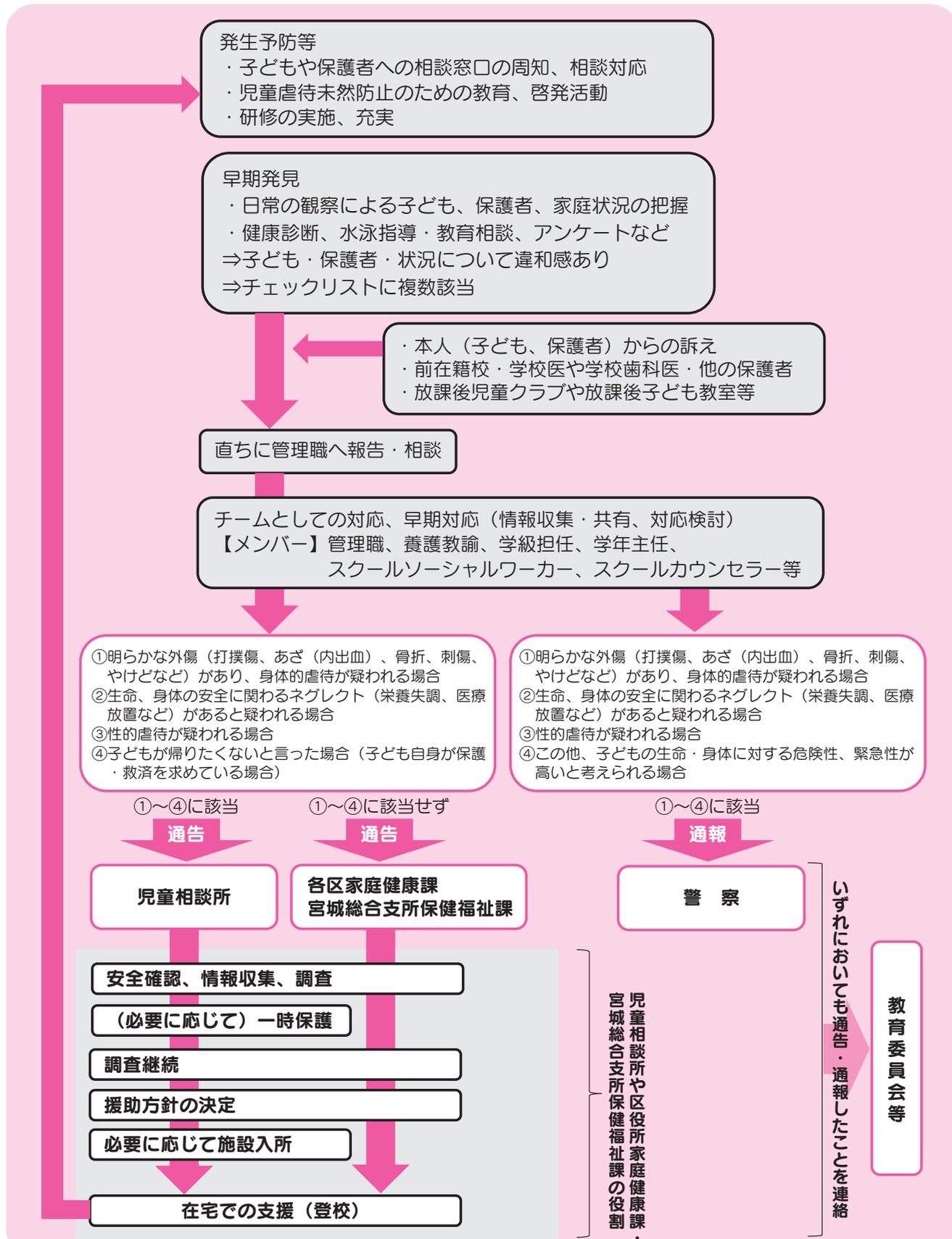
保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することに加え、速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

### ●転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

転居先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要です。対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要です。

また、引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、SC、SSW等に共有するとともに、新たに管轄する児童相談所又は区役所・宮城総合支所と今後の対応方針を検討することが重要です。

〔学校〕



### (3) 児童館・児童センター

児童館は、自由來館児童への遊び場の提供の他、昼間に保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ、親子を対象とした行事等を実施しています。また、子育て支援クラブ等の児童館を拠点に活動する団体の育成支援を行っています。子ども達は、児童館という家庭や学校とも異なった自由な雰囲気を持った場所で、自然に気軽に行動することができます。そういった子ども達の行動や態度の中から児童虐待を発見することができます。

#### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

##### 〔子どもの様子〕

- 集中力がなく、落ちつかず、行動が荒れている
- 無気力、無表情、表情が暗く陰しい
- 学力が低く、基本的な生活習慣が確立していない
- 他児をいじめたり乱暴を繰り返す。逆にいじめられっぱなしになる
- 協調行動がとれず、自分本位であったり、逸脱行動をとる
- 全く自己主張しない、孤立している、友達に無関心である
- 死にたいと何気なく漏らす
- 保護者が食事を作らないなど、保護者に世話されていない状況をふと漏らす
- 一定時間机に向かって課題をこなすことができない

- 暗記する能力が低下している
- 学習能力は高くても、無表情や、表情が硬い
- 提出物等の忘れ物が多い
- 衣類や周辺が清潔でない
- 机や椅子を倒すなど職員が嫌がることをわざとする
- 家に帰りたがらず、職員にべったりと甘える

##### 〔保護者の様子〕

- 地域の中で孤立していて、他者からの子どもへの批判に被害的、攻撃的態度をとる
- 子どもへの態度やことばが拒否的
- 他のきょうだいと比べて「この子はかわいくない」と言う

#### イ 初期対応

##### ●館（所）長への相談

虐待が疑われる場合や心配がある時には一人で悩まずに、館長に相談しましょう。そして、速やかに「虐待が疑わしい」ことを児童相談所又は区役所・宮城総合支所に連絡します。

##### ●情報収集と観察記録

その子どもに関する身上をできる範囲で調査したり、他の職員から気づいたことを聞くなどしてできるだけ多くの情報を集めるようにします。子ども本人から様子を聞くこともありますが、その際には無理に聞き出すことは避けましょう。子どもが話したいことに耳を傾け、子どもの言い分を信じ、受けとめる姿勢が大切です。

また、「虐待かな」と疑いを持った時から、「児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75 参照）の記載事項を参考に、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。

##### ●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

虐待の疑いが高い場合には、「児童虐待通告票（関係機関用）」に記入し、早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合は、すぐに児童相談所へ通告します。

##### ●緊急度が高い場合の対応

緊急度が非常に高く、子どもの生命・身体の安全確保が必要な場合は、児童相談所での一時保護、病院に搬送しての治療、警察による安全確保などの対応を要請します。（P.16 参照）

### ●館内会議での対応検討

児童館職員が情報の共有化を図ることが大切です。その子どもが一番話しやすい職員が主に対応し、他の職員がサポートするなど、子どもや保護者への援助策について、児童館でできることと他の関係機関に依頼することなどについて、館内で協議し、職員全員が共通認識を持って対応していきます。

対応にあたっては、児童館のみでなく児童館を運営する団体へも報告し、助言を受けるなどしながら進めていくことが大切です。子どもや保護者に働きかけを行う際には、常に児童相談所又は区役所などと相談をしながら慎重にすすめていきます。

## ウ 援助

[子どもへの援助]

### ●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ちついて過ごせる時間を持つことができるよう、できるだけ来館するように話しましょう。

子どもの身なりや態度のために、他の子ども達からいじめられたり、仲間外れにされたりすることも考えられるので、そういったことが起きないように注意を払うとともに、子ども達の前での職員の言動にも配慮が必要です。

### ●心理面への対応

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話すことはあまりありません。むしろ、自分が悪い子だから辛い目にあっているとさえ思い込んでいます。

こういった時は、“あなたが悪いのではない”ということを理解させるよう、子どもの言葉に十分に耳を傾け、自分の気持ちを少しずつでも話してくれるような雰囲気づくりに努めます。

また、子どもが“虐待について話をしたことでますます虐待がひどくなるのでは”と心配することもあるので、そんな時は児童相談所などが守ってくれることを知らせて安心させることも必要です。

[保護者への援助]

### ●精神的援助

虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレス、育児不安などそれなりの理由があります。したがって、保護者を責めることはしないで、気持ちを理解しようとする姿勢が大切です。子育ての大変さに共感されることで心を開いてくれるケースも多くあります。

保護者との関係が途絶えないように時間をかけて向き合っていきましょう。

### ●専門機関の紹介

児童館は、いつも子どもと保護者の味方であることを話し、信頼関係を築いていきます。

そして、子どもにケガなどが見られる場合は早急に医療機関で受診することを勧め、相談できる関係機関（児童相談所、区役所など）の窓口を紹介します。

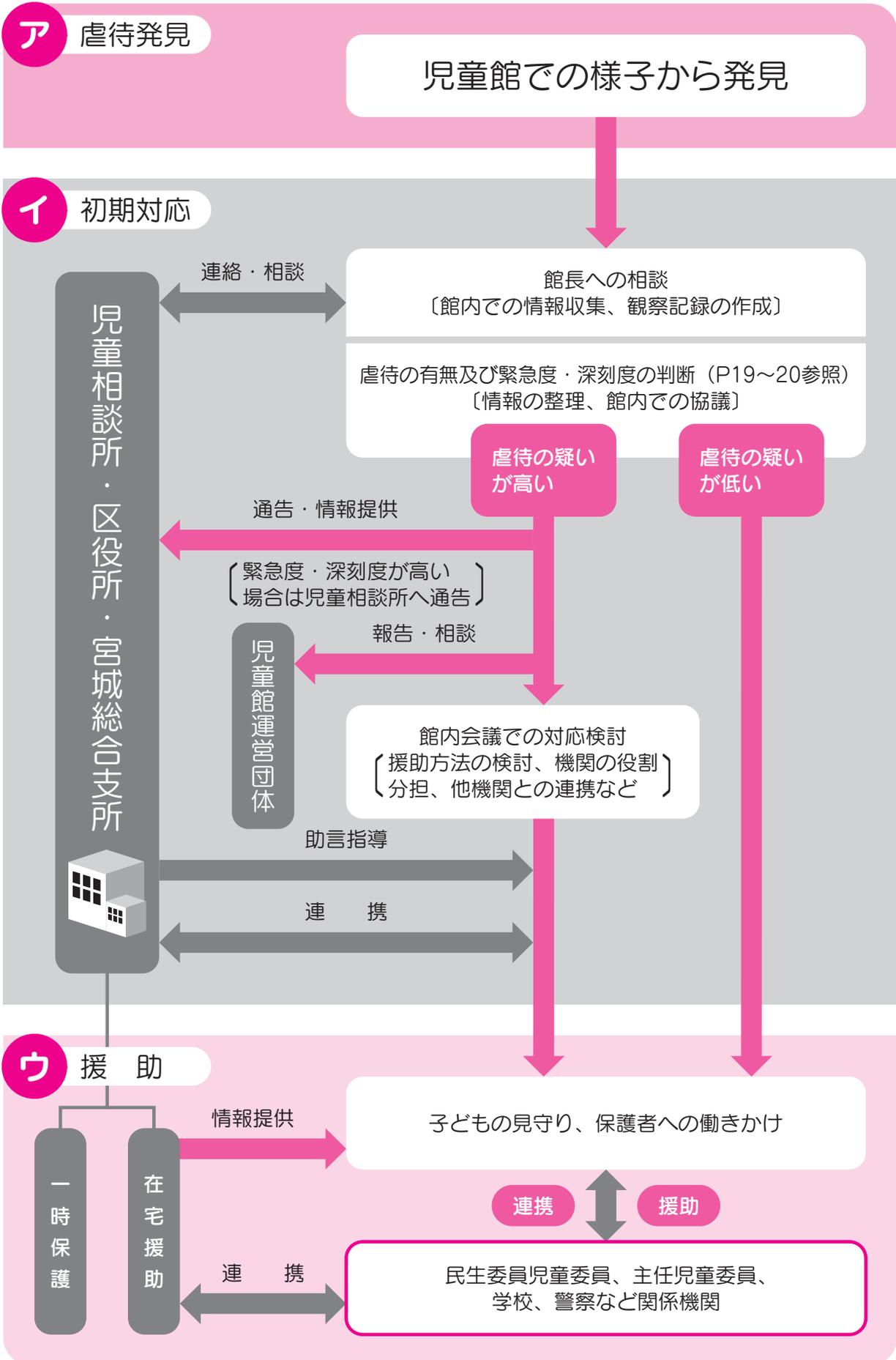
[援助の体制]

### ●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合であっても、在宅で見守っていくケースも多くあり、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

児童相談所や区役所・総合支所と連携をとるのはもちろんですが、区ごとのネットワーク組織を活かして、子どもが通っている学校の担任や養護教諭との情報交換や地域の事情に詳しい民生委員児童委員や主任児童委員のほかきょうだいが通っている学校や幼稚園、保育所など子どもを取り巻く地域の関係機関とも情報を共有しながらしっかりと連携をとることが大切です。

〔児童館・児童センター〕



#### (4) 医療機関

医療機関は子どもへの直接的接触があり、身体的所見・精神的所見からの通常のケガとは考えにくいような状態（虐待の兆候）を確認しやすく、保護者への接触も比較的容易にできます。特に乳幼児の場合、第一発見者となる可能性が最も高いのが医療機関です。

また、診療現場での心身の状況の確認は虐待の有力な証拠となり、早急な対応により子どもの生命を救うことにつながります。

#### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたり、P.12の「児童虐待を発見する上で有用な身体医学的知識」に該当するケガ等が見られる場合は「虐待」を疑ってみましょう。そして医学的見地から、自然な状態で起こりうるものかどうか注意深く診察してください。

##### 〔子どもの身体的所見〕

詳しくはP.12の「児童虐待を発見する上で有用な身体医学的知識」をご参照ください。

- 皮膚の外傷：打撲、多数の小さな出血、不審な傷、ひもなどで縛った跡など
- 火傷や熱傷：たばこの火を押しつけた跡、熱湯をかけた跡など
- 骨 折：多発性の骨折、新旧混じった骨折など
- 頭 部：頭蓋骨骨折、頭蓋内出血、意識障害など
- 目 睛：目の周囲のあざ、眼球の損傷など
- 内 臓：内臓の損傷、内臓破裂など
- 性器と肛門：性器や肛門の外傷、若年者の妊娠など
- そ の 他：低身長、体重増加不良、脱水症状、不潔な肌、健診や予防接種未受診

##### 〔子どもの精神的所見〕

- 無気力、無感動、無表情
- 極端なおびえ、情緒の不安定
- 多動、乱暴
- 過食、拒食、むさぼり食い
- 心身症
- 親子関係が希薄
- 発達の遅れ
- 大人の顔色をうかがう
- 身体接触を極端にいやがる
- 誰とでもべたべたする

##### 〔保護者の様子〕

- 不自然な状況説明や態度
- 発症から受診までの時間が長い
- 入院に拒否的又は入院させても付き添い等に消極的
- 子どもの既往歴や病歴に矛盾が多い
- 子どもの病状や予後に関心が薄い、面会が極端に少ない
- 子どもへの思い・態度  
(拒否的、無関心、過干渉、権威的)
- 外来を中断したり、転院を繰り返す
- 保護者の感情の起伏が激しい
- 保護者の精神疾患
- 出産後の状況（マタニティ・ブルーズ、産後うつ等）

#### イ 初期対応

##### ●虐待の有無の判断と記録

子どもの心身の状態や保護者の様子から虐待の有無の判断を行います。その際、より客観的資料として、保護者の了解が得られれば患部の写真撮影を行います。

子どもがおびえているようであれば、ここが安全な場所であることを伝えます。保護者に対しては、決して叱ったり、否定するようなことはしないで、できるだけケガをした時の様子を聴き取るようにし

ます。嘘をつく可能性も高いですが、疑うような言動をとらないようにします。保護者から拒否されると子どもを保護しにくくなります。

また、保護者の心身の状態を把握することも今後の対応上、必要な情報になります。

### ●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告と入院の要否判断

虐待の疑いが高い場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。その際、緊急度が高いかどうかも報告する一方、できるだけ子どもを院内に留まらせてください。緊急保護が必要な場合は、保護入院措置を行うことで、子どもの安全が確保しやすくなります。

入院措置は、医療面の必要性だけでなく、子どもを保護者から離して安全を確保するという重要な側面も持ち合わせています。したがって、保護者に対し、できるだけ入院に同意するように働きかけます。

また、入院が必要ない場合であっても、通院を続けるよう保護者に話しましょう。児童福祉法により、病院等は要支援児童等を把握した場合、市町村に情報提供するよう努めることが規定されています。

### ●院内チームでの対応

複数の診療科を持つ病院においては、小児科や外科、整形外科など、どこの診療科においても虐待が発見される可能性があります。虐待が疑われた場合は、他の診療科にかかっていないか不自然な所見があるかなどの情報交換を行い、それぞれの役割分担に沿った迅速な対応を行います。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保と心理面への対応

子どもの身体面のケガなどについては、適切な処置を行うとともに情緒の安定を図るようにします。不安定な気持ちを抱かせないように看護師などが声がけを行ったり、子どもの話に耳を傾けるようにします。

また、入院中の子どもと接触する保護者の様子に注意を払い、虐待が繰り返されないように配慮することが必要です。

〔保護者への援助〕

### ●精神的援助

虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレス、育児不安などそれなりの理由があります。したがって、保護者を責めることはしないで、気持ちを聞き、理解する姿勢が大切です。

### ●専門機関の紹介

様々なストレスや育児不安を抱えている場合には、児童相談所や区役所などの相談機関を、また、精神的障害が認められる場合には、専門の治療機関や相談機関等を紹介します。

〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合であっても、在宅で見守っていくケースも多くあり、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

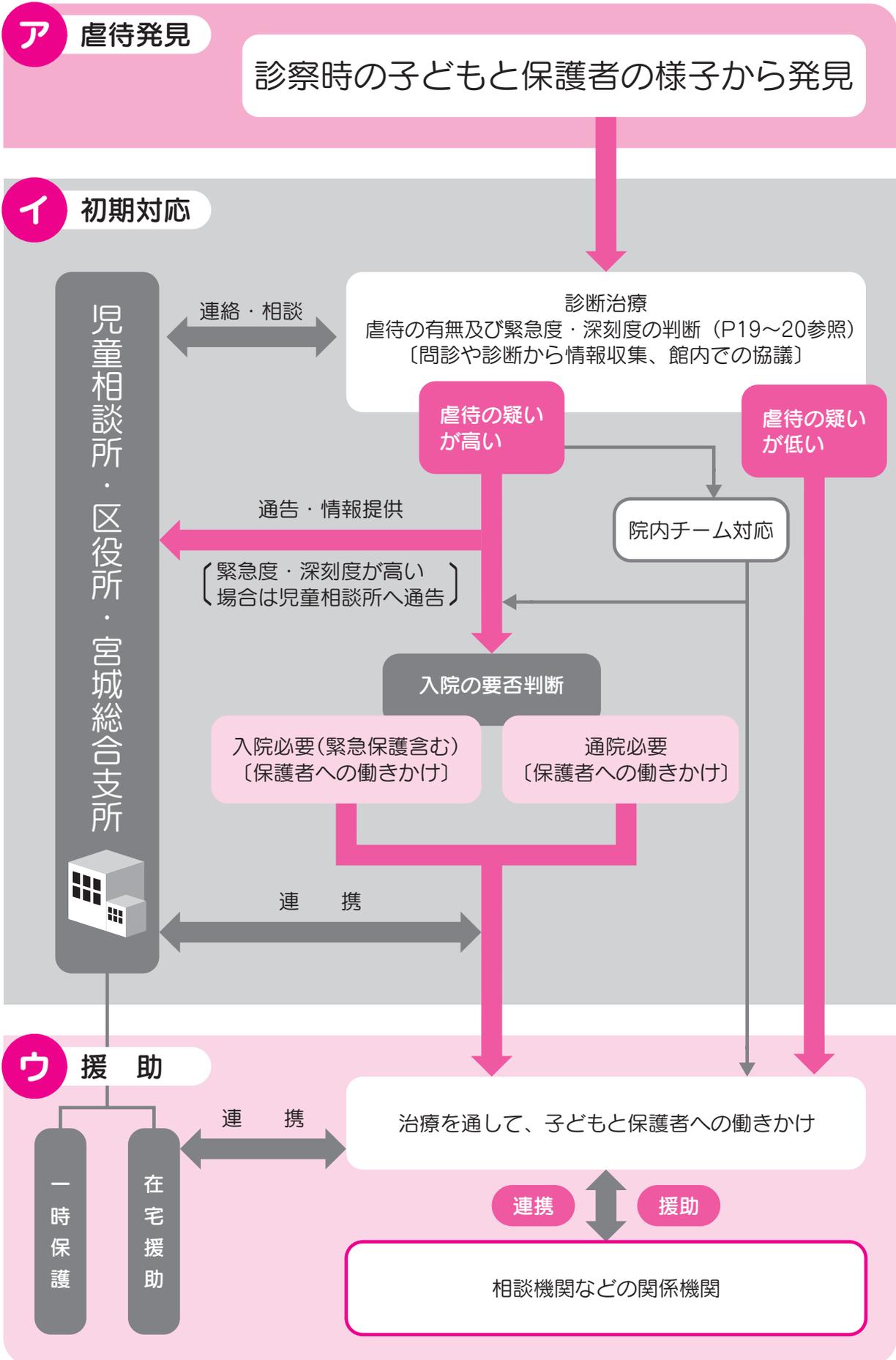
また、児童相談所や区役所・総合支所へ積極的に情報提供するとともに、注意深く子どもや保護者の状況を見守っていくことが必要です。

### **[参考] 医療ネットワーク事業について**

医療ネットワーク事業は、医療機関における児童虐待対応能力向上を図るために、仙台市立病院を拠点病院として医療機関同士のネットワークを推進し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行うことを目的に平成 26 年度より開始したものであり、以下の内容を拠点病院にて実施しています。

- ①病院内に児童虐待対応の組織を設置
- ②地域の医療機関や関係機関からの相談に対し、助言や連絡調整を行う児童虐待対応専門コーディネーターを配置
- ③地域の医療機関からの相談への助言等
- ④児童虐待対応能力向上のための教育研修

〔医療機関〕



## (5) 精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）

精神保健福祉総合センターでは、様々な心の問題を主訴とした人の診察・相談時に、子どもや保護者の様子から虐待を発見することもあります。ときには保護者が自らの虐待について相談に来所することもあります。

また、区役所、病院、児童相談所、警察等の関係機関から、虐待を受けた子どもや虐待を加えてしまう人への心理的サポートを目的に紹介を受けることもあります。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。

#### 〔子どもの様子〕

- 不自然な新旧の外傷、熱傷、骨折等がみられる
- 性器、肛門及びその周囲の外傷があるなど（若年妊娠など）
- 健康状態が悪い（栄養不良、薬物中毒など）
- 成長・発達が遅れている
- 無表情だったり、表情が乏しい
- 気力がない
- 極端に怯える、大人の顔色をうかがうなど情緒が不安定である
- 物事への関心が欠如している
- 過度に甘える
- 年齢相応の親への執着や甘えがない
- 心身症の兆候がみられる（チック、円形脱毛、頻尿など）
- 多動である、粗暴な行動をとる
- 活動の低下が見られる
- 拒食や過食がある

- 盗みをする
- 家に帰りがらない、家出を繰り返す
- 性的なことに年齢不相応な関心を示す

#### 〔保護者の様子〕

- 感情の起伏が激しい、不安が強い、衝動性が高いなど精神的に不安定である
- 精神疾患や精神遅滞がある
- 子育てに関する知識が乏しい
- 子どもへの拒否的もしくは不自然な態度がみられる
- 夫婦間の関係が悪い、近隣との関係がうまくいかないなど子育ての協力体制が乏しい
- 保護者自身に虐待された経験がある、保護者自身の親子関係の問題を訴える
- 家庭内にアルコール、薬物、ギャンブルなどの嗜癖問題がある
- 経済状況が不安定

### イ 初期対応

#### ●情報収集と現状の把握

虐待が疑われた場合は、相談者や家族などから話を聞くとともに、その子どもや家族が関わっている保育所や学校、区役所、児童相談所などの関係機関と連絡を取り合って現状の把握に努めます。

#### ●受理会議での対応検討

相談を受けた全ケースについて、センター内の受理会議を行い、虐待の場合にはその緊急度についての判断を行い、すぐに児童相談所又は区役所・各総合支所への通告や情報提供を行います。さらに、受理会議において、センター内での対応方法、関係機関との役割分担と連携のあり方などについての検討も行います。

### ウ 援助

#### 〔子どもへの援助〕

#### ●心理面への対応

虐待を受けている子どもは、心身共に傷ついているので、治療的関わりが必要です。精神科医師による治療や心理相談員による\*プレイセラピーなどを実施し、子どもの心のケアに努めます。

\*プレイセラピー＝遊戯療法。遊びを通し、言葉では表現できない子どもの気持ちを引出し、子どもの精神的安定を図ります。

〔保護者への援助〕

### ●精神的サポート

心理相談員、ケースワーカー、保健師などによる個別相談を実施して、保護者への精神的サポートを行います。また、必要に応じて精神科医師による診療も行います。

また家族の中にアルコール依存症者がいたり、疑われるような飲酒の問題がある場合には、グループミーティング（アルコール家族ミーティングなど）への参加を勧めることがあります。

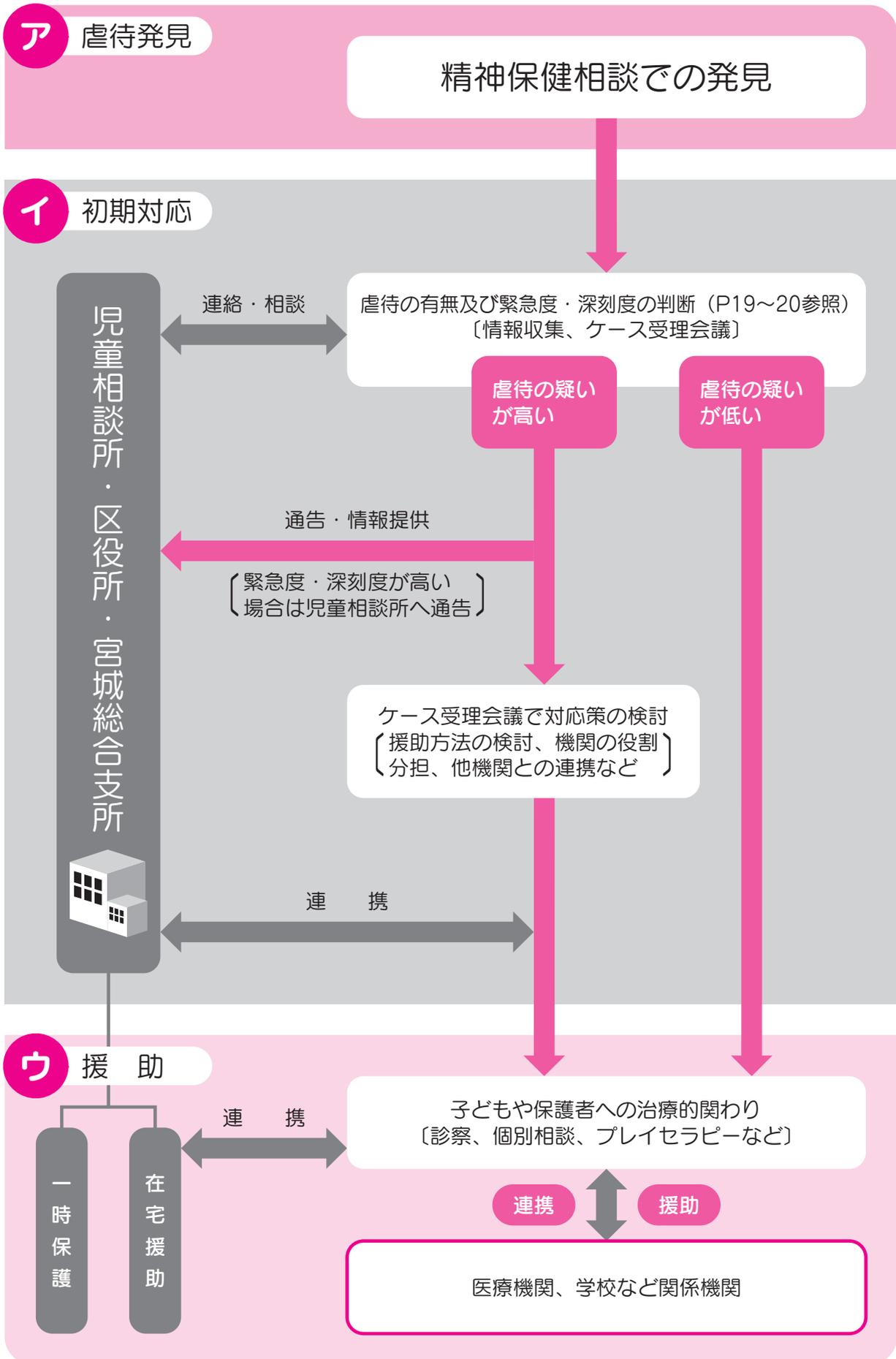
〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合は、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。児童相談所、区役所・総合支所、小児科等の医療機関や子どもの通っている小学校、幼稚園、保育所などの関係機関と連携を密にして必要な援助体制をとっていきます。

また、他機関から対応が困難なケースについては、センター内で検討し、必要な技術援助を行います。その他にも、関係機関で開催される子育てや虐待に関する講演会への講師派遣や、関係機関職員等を対象とした専門的研修及び講座開催などの教育研修を通し、他の機関に対する支援を行います。

〔精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）〕



## (6) 発達相談支援センター（アーチル）

発達相談支援センターでは、相談・支援及び地域生活支援等を通して、それぞれの子どもの持つ発達特性への理解を深め、育児負担を軽減できるような具体的な関わり方等について保護者と話し合いを行っています。そのなかで虐待を発見することがあります。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。

〔子どもの様子〕	〔保護者の様子〕
<input type="checkbox"/> 不自然な新旧の外傷、火傷、骨折等がみられる	<input type="checkbox"/> 子どもに必要な医療を受けさせない
<input type="checkbox"/> 著しく身体面の発育が遅れている（低身長・低体重等）	<input type="checkbox"/> 子どもに適切な食事や服等を与えない
<input type="checkbox"/> 衣服や身体が清潔でない	<input type="checkbox"/> 子どもに対する否定的な発言が多い（可愛いと思えない・嫌い等）
<input type="checkbox"/> 大人を極端に怖がる・大人の色をうかがう	<input type="checkbox"/> 過度に厳しい叱責が多かったり、人前でも子どもを平気で叩く
<input type="checkbox"/> 大人に過度に甘える	<input type="checkbox"/> 夫婦関係が不安定である・夫婦間での暴力がある
<input type="checkbox"/> 無表情あるいは表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 近隣での育児支援の協力体制が乏しい
<input type="checkbox"/> 他の子どもや大人に対してかなり攻撃的な言動をする	<input type="checkbox"/> 不安が強く、感情の起伏が激しい
	<input type="checkbox"/> 経済的に困窮している

### イ 初期対応

#### ● 情報収集と現状の把握

虐待が疑われた場合は、保護者から、家庭での子どもとの関わり方、家族の協力状況等について詳しく話を聞くとともに、必要に応じて継続的な相談や家庭訪問等を行います。

さらに、子どもの日中活動の場である通園施設や保育所、学校、関係機関である区役所、児童相談所などと連絡を取り合って現状の把握に努めます。

#### ● 児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告と所内での対応検討

虐待の疑いが高い場合には、把握できた情報をもとに所内会議を開催し、緊急度・深刻度、今後の支援方針及び関係機関との連携の仕方等について検討を行い、緊急度・深刻度が高いと判断した場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に緊急度・深刻度が高い場合はすぐに児童相談所へ通告します。

### ウ 援助

発達障害児は、それぞれの障害特性により、保護者の日々の育児負担は大きく、それ故、虐待を受けるリスクが極めて高いという指摘もあります。

発達障害児の家族は、身近に理解者や相談相手、支援者が少なく、地域の中で孤立しがちです。

そのため、家族自身が自らを追い込んで、育児への自信を失い、子どもへの適切な対応がさらに難しくなっていることも少なくありません。

保護者と話し合う場合には、その育児の仕方を責めるのではなく、不適切な対応の背景を理解し、保護者が前向きな子育てができるために必要な情報やサービス等を提供しながら、保護者自身のエンパワメントという視点が必要です。

〔子どもへの援助〕

●**子どもの日中活動の場及び安全の確保**

子どもの日中活動の場を確保することで、保護者が子どもと距離を持つ時間ができ、子どもの安全も確保することができるとともに、見守りや緊急時の連絡体制をつくることができます。

〔保護者への援助〕

●**相談支援**

継続相談や家庭訪問等を行い、保護者の気持ちを尊重しながら、子どもの発達特性や家庭での具体的な関わり方について話し合います。また、レスパイトやショートステイ、ホームヘルプ等の福祉サービスの利用をすすめ、子どもと離れた自分だけの時間を保障しながら、保護者が自分の気持ちを整理できるよう支援します。

●**専門機関等の紹介**

保護者が精神的に不安定であったり、夫婦関係が落ち着かなかったり、家族への暴力があるなどの場合には、関係機関を紹介します。

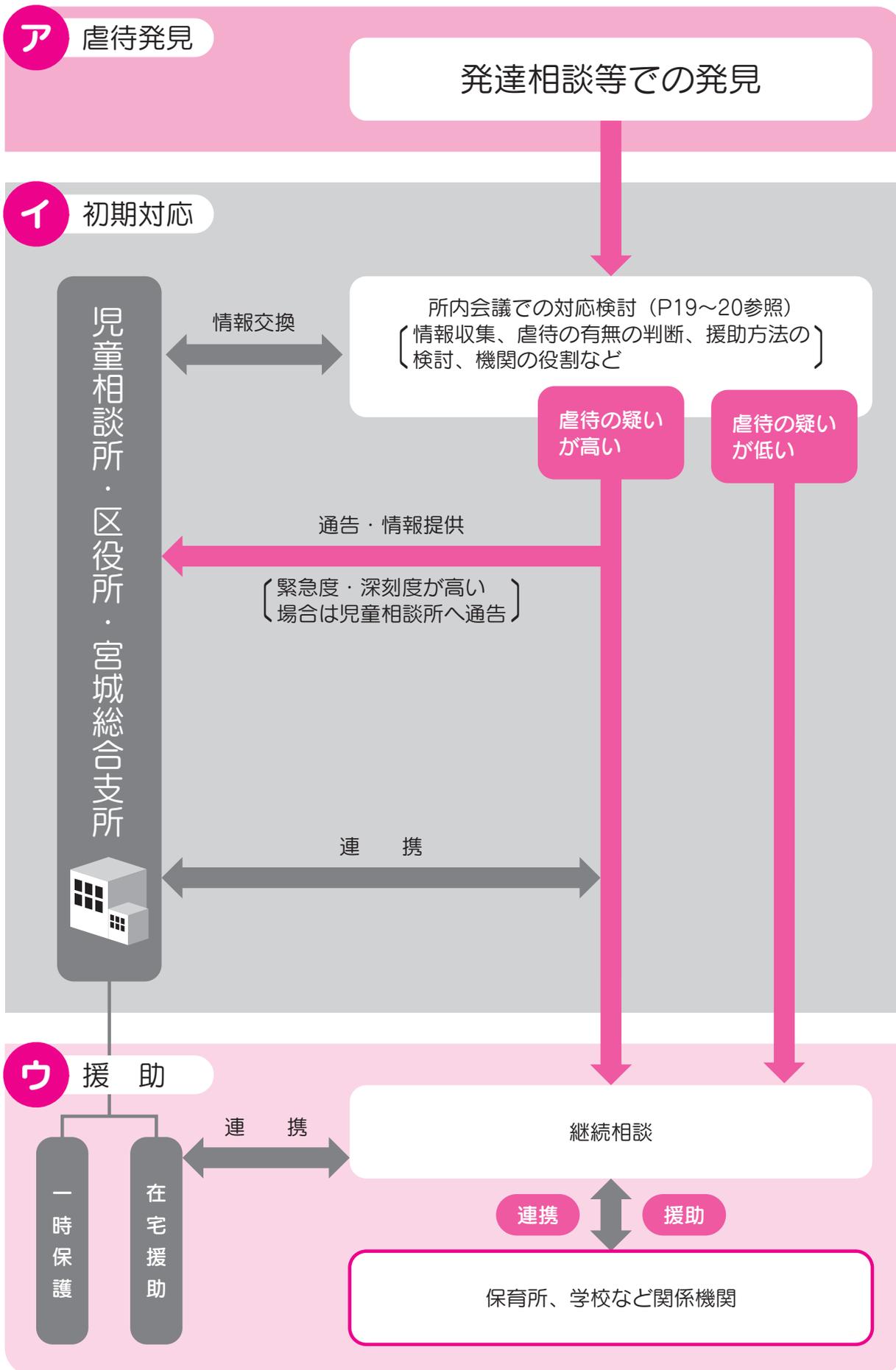
〔援助の体制〕

●**関係機関とのネットワーク**

虐待には、多様な要因が複雑に絡んでいます。したがって、虐待への支援は、単一機関のみで行えるものではありません。子どもと保護者に関わっているそれぞれの機関が、役割を分担・連携して継続した支援を行うことが大切です。児童相談所、区役所・総合支所、小児科等の医療機関や子どもの日中活動の場である通園施設、幼稚園、保育所、学校などの関係機関と連携を密にして地域生活支援ネットワークを構築することが必要です。

関係機関で開催される子育てや発達障害児に関する講演会への講師派遣や関係機関職員等を対象とした研修などを通し、発達障害児と家族への生活支援についての理解を深めていきます。

〔発達相談支援センター（アーチル）〕



## (7) こども若者相談支援センター

こども若者相談支援センターは、青少年の健全育成に向け、教員やPTA、民生委員児童委員、保護司らで構成される青少年指導員とともに、仙台市中心部の繁華街（仙台駅周辺、地下鉄泉中央駅周辺、長町駅周辺等）、市立中学校区の街頭指導にあたる他、子どもや保護者からの来所相談も受けています。

また、24時間体制の電話相談である「子ども若者電話相談」や、子育て中の保護者や家族等の悩みに対する「子育て何でも電話相談」などの電話相談やメール相談も行っています。その他にも、「ふれあい広場」及び「ふれあい広場サテライト」が3カ所に設置され、不登校児童や無職少年等への居場所の提供や就労援助、助言指導などを行っています。

街頭指導や来所相談、電話相談等を通して青少年に直接・間接に接するなかで、子どもの様子を観察したり、また、直接本人からの訴えで虐待が発見されることがあります。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。

#### 〔子どもの様子－街頭指導から－〕

- 不衛生な身なり
- 夜間のゲーム場遊び・徘徊
- 乱暴・攻撃的なことばづかい
- 無力感、目が虚ろ、投げやり
- 理由のない遅刻・早退・怠学
- 家出を繰り返す
- 単独での非行
- 性的逸脱行為

#### 〔子どもの様子－来所相談・電話相談から－〕

- 語気や表情に無力感が漂う
- 泣く、涙声
- 他児をいじめる
- 生き物に対する残虐な行為
- 教師への反抗的態度
- 虚言や盗癖がある
- 教室からの抜けだし
- 急激な成績の低下
- 授業中ボーッとしている
- 中学生以降まで持続する夜尿
- 頻繁な保健室訪問
- 体調・気分の激しい変動
- 給食の過食やおかわりのし過ぎ
- 落ち着きがない

#### 〔保護者の様子－来所相談・電話相談から－〕

- 保護者の子どもへの拒否的な態度や言葉
- 育児についての常識のなさ、偏り、知的能力の問題
- 「この子を産まなければよかった」と頻繁に言う
- 子どもを見る目が厳しすぎる
- 自分自身の親子関係に問題があると言う
- 子育てに関して孤立感を抱いている
- うつ状態
- 子どもの問題を一部隠す
- 問題の背景や原因を言わない
- 世間体を気にしすぎる
- 学校に相談しようとならない

## イ 初期対応

### ● 所長への相談

虐待が疑われる場合や心配がある時には相談員が一人で抱え込まずに、所長に報告するとともに虐待の有無について早急な検討を行います。相談者に対しては来所を勧め、継続して面接相談ができるようにしておきます。

## ●情報収集と観察記録

面接相談を継続するなかで更に詳しい情報を集めます。既に児童相談所や教育相談課に相談していたり、これらの機関に学校からの情報が入っていたりすることもあるので、連絡のうえ情報を集めます。同時に在籍校と連絡を取り、家庭状況や虐待の兆候がなかったかなど面接相談で得た情報を確認し、より詳しい情報を収集します。

併せて、他の機関から得た情報も含めて整理し、記録を作成します。

## ●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

虐待の疑いが高い場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合はすぐに児童相談所に通告します。

## ●ケース会議での対応策検討

今後、子どもと保護者をどのように援助していくのか、こども若者相談支援センターとしてどのようなことができるのかなどについて、作成された記録をもとにケース会議に諮り、対応方針を検討します。さらに、児童相談所、学校、警察などと連携を取り、協議を行います。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ち着いて過ごせる時間を持つことが大切です。そのために、センターへの来所を促したり、学校・児童相談所等と連携して、それぞれの立場での安全確保を要請します。

### ●心理面への対応

子どもが虐待の事実を話してくれた時には、その勇気をねぎらい、子どもの言葉を受けとめて相手に安心感を抱かせるようにします。情緒が不安定なため言動が荒れることもあります。時間をかけて忍耐強く対応しましょう。自分が受け入れられているという実感を得ることで次第に心の安定が図られていきます。

〔保護者への援助〕

### ●精神的援助

保護者の援助を行う時には、保護者に対して責めるようなことを言ったり、否定的な態度をとったりしないように気をつけましょう。なかなかこちらの言うことを受け入れてくれなかったり、理解しがたい言動に遭遇することもあります。保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなど複雑な問題を抱えていることが多いので、時間をかけて向き合っていきましょう。

特に、保護者が子育てに自信をなくさないように支援していくことが重要です。

### ●専門機関の紹介

児童相談所や区役所、教育相談機関など相談できる専門機関を紹介していきます。また、保護者の精神面の治療が必要な場合は、専門の治療機関を紹介します。

〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

虐待の対応では、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。児童相談所や区役所・総合支所と連携を密にし、所内での見守りを基本に必要な援助体制をとっていきます。



## (8) 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員児童委員や主任児童委員は地域の様々な生活場面で、虐待を発見する可能性があり、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても重要です。

また、地域の人々や、保護者、子どもからいろいろな相談を受けることがあります。その中で虐待に関する事柄が発見された場合、その家族は他にも様々な生活上の課題を抱えていることが多く、子どもへの援助だけでなく、家族全体への援助が必要になってきます。

また、地区民生委員児童委員協議会組織（会長・副会長）としては、民生委員児童委員や主任児童委員が一人で問題を抱え込まないよう、側面からの支援や連携の調整をすることが必要となってきます。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

#### 〔子どもの様子〕

- 不自然なケガや火傷の跡がある
- 表情が乏しい
- 元気がない
- 衣服が汚れている
- 食べ物への執着が強い
- 家に帰りたがらない
- 家出を繰り返す
- 家に帰りたがらず放浪している
- 言動が乱暴
- 保護者の顔をうかがう
- 保育所・幼稚園・学校を休んでいる

#### 〔保護者の様子〕

- 子どもの健康・安全への配慮がない
- 体罰を加える
- 極端に偏った教育観・育児観
- しつけが厳しすぎる
- 養育に対して拒否的である
- 食事を与えない
- 夫婦関係が不安定である
- 経済的に困窮している
- 身近に援助者がいない
- 地域・親族等との交流がなく、孤立している

## イ 初期対応

### ●地区の民生委員児童委員や主任児童委員との相談

虐待が疑われる場合は一人で抱え込まず、地区の他の民生委員児童委員や主任児童委員に相談するとともに、できるだけ早く児童相談所又は区役所・宮城総合支所に連絡します。

### ●情報収集と観察記録

民生委員児童委員や主任児童委員が協力して、子どもに関する情報を収集します。子どもが通っている学校や幼稚園、保育所などとの情報交換も必要となります。

情報を収集する際には、町内の無責任な噂になったりしないように十分注意を払うことが大切です。

また、「虐待かな」と疑いを持った時から、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。

### ●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

虐待の疑いが高い場合には、「要保護児童通告受付票」（P.77 参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合はすぐに児童相談所へ通告します。

### ●対応策の検討

虐待対応を行う場合、専門機関に通告したからといって児童相談所などの公的機関がいきなり保護者と面接しようとしても、保護者の抵抗や拒否に遭ううまくいかないものです。このように虐待への介入については、家庭や子どもについて具体的な情報を持つ民生委員児童委員や主任児童委員が大切な役割を担うことになります。

保護者と民生委員児童委員等との信頼関係が形成されていると判断される場合は、専門機関の介入

に先立ち、まず民生委員児童委員等が保護者に会い、子どもへの心配や不安、困っていることなどについて聞いていきます。その中で、専門機関の機能についても懇切に説明し、保護者の警戒心を解くなど、保護者が直接専門機関へ相談に行けるよう働きかけをしたり、専門機関がスムーズに介入しやすいよう下地づくりを行います。また地区民生委員児童委員協議会会長は、対応策を検討する際、それぞれの委員が動きやすいように、また、問題を抱えすぎないようにそれぞれの役割を明確にするよう配慮します。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ち着いて過ごせる時間を持つために、できるだけ登園、登校できるように働きかけましょう。

また、保護者から叩かれそうになったら近所の人に助けを求める、性的虐待を受けそうになったら大声で叫ぶなど、子ども自らが身を守るように具体的な方法について助言することも大切です。

### ●心理面への対応

保護者から虐待を受けた子どもは、人に対する不信感や恐怖心を抱いています。虐待の事実を打ち明けることにより、そのことが保護者に伝わり、さらにひどい虐待を受けるのではないかという不安を抱いています。そこで秘密を守ることを約束し、子どもに安心感を持たせることが大切です。

また、虐待については口を閉ざしてしまいうことも多いのですが、そんな時は無理に聞き出そうとせず、子どもの言動をそのまま受け止めるようにしましょう。

虐待を受けた子どもの多くは、絶えず保護者から叱責等されていることから「自分は価値のない人間だ」「自分が悪いから叱られるのだ」と思っており、自己評価が低く、自信を失っている場合もあります。子どもの苦しみや悲しみ、怒りに耳を傾け、共感し、話を聴くことが心の癒しにつながっていきます。

〔保護者への援助〕

### ●精神的援助

保護者は孤独感と閉塞感の中で、子育てに自信をなくし悩み苦しんでいます。保護者を決して責めてはいけません。責められることで、さらに心を閉ざし、いっそうストレスを募らせ虐待へとエスカレートしていくこととなります。虐待そのものを容認するのではなく、虐待を繰り返さざるを得ない保護者の立場や心情を理解することです。

「イライラし、つい子どもを叩いてしまう」と保護者が打ち明けた場合、まず「言いにくい事をよく話してくれましたね」と相手の勇気や苦しみに共感します。

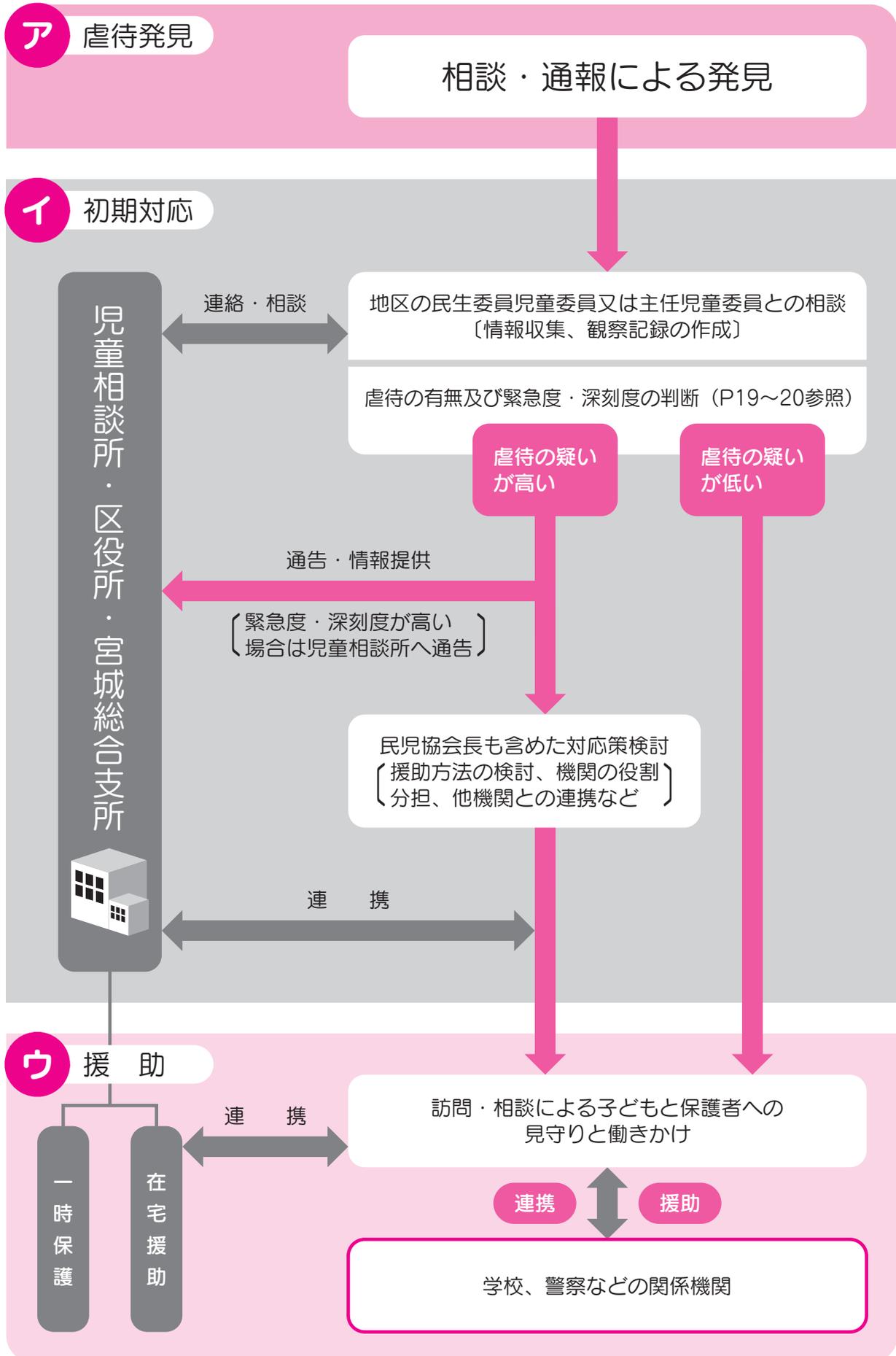
子育てを経験した民生委員児童委員からすれば保護者の至らぬところばかりが目についてしまいがちですが、援助者と保護者とでは育った時代背景や生い立ち、価値観など何もかも違うことを十分認識し、自己の価値観を押し付けないようにしていきます。

〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

援助には、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

児童相談所や区役所・総合支所がその核になりますので、連絡を密にしながら必要な援助をしていくことが基本となります。例えば、保育所の利用や生活保護の適用、育児サークルの紹介等を行うことにより、保護者が精神的な余裕を回復し、子どもと良い関係を築いていくこともあります。このように社会資源活用が必要を感じたら、保護者にそのことを十分に説明し、担当窓口の紹介や場合によっては窓口等に同行することが大切です。また、警察と連絡体制をとることも必要です。



## (9) NPO法人・民間団体等

NPO 法人や民間団体等は、電話相談、世帯への見守り活動、学習支援などの様々な活動を通じて、児童虐待の防止に取り組んでいます。

要保護児童等への適切な支援を図るためには、こうした NPO 法人や民間団体等も含めた関係機関による情報共有や連携が不可欠であり、仙台市では次の団体が要保護児童対策地域協議会の構成員になり、児童虐待防止に向けた活動を行っています。

### 《子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ（キャプネット・みやぎ）》

- ・ 電話相談、虐待に悩む母親を援助するためのグループワーク、虐待防止の啓発活動等を実施（電話相談については P.85 を参照。）

### 《特定非営利活動法人アスイク》

- ・ 仙台市学習・生活サポート事業 受託事業者
- ・ 仙台市支援対象児童等見守り強化事業 受託事業者

### 《認定特定非営利活動法人 STORIA（ストーリーア）》

- ・ 仙台市支援対象児童等見守り強化事業 受託事業者

虐待発見のポイント、初期対応、援助方法については各 NPO法人・民間団体等の活動内容によって異なりますが、以下、子ども虐待防止ネットワーク・みやぎにおける対応等について記載していますので、参考にしてください。

## ア 虐待発見のポイント

P.11 の虐待のサインや、他の関係機関のページに記載している虐待発見のポイントも参考にしてください。

### 〔子どもの様子〕

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 夜尿・チック・指しゃぶり等の過度な癖                | <input type="checkbox"/> 落ち着きがない             |
| <input type="checkbox"/> 感情表現が乏しい                          | <input type="checkbox"/> 非行などの問題行動がある        |
| <input type="checkbox"/> 親の前ではおとなしく、親がいないと人なつっこい、あるいは乱暴な言動 | <input type="checkbox"/> 成績の低下               |
| <input type="checkbox"/> だれかれなしに愛着行動を示す                    | <input type="checkbox"/> 現実感がなく、過去の記憶が途切れている |
| <input type="checkbox"/> 食べ物への執着が強い、あるいは食欲がなさすぎる           | <input type="checkbox"/> 家に帰ろうとしない           |

### 〔保護者の様子〕

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 「何をやらせてもダメな子」等の言葉、あるいは無視等の態度による暴力 | <input type="checkbox"/> 子どもに暴力をふるった後に抱きしめる等情緒の起伏が激しい |
| <input type="checkbox"/> 被虐待経験がある                          | <input type="checkbox"/> 孤立している                       |
| <input type="checkbox"/> 育児におけるイライラや不安が強い                  | <input type="checkbox"/> 夫婦・家族間の不和                    |
| <input type="checkbox"/> 自責の念が強い                           | <input type="checkbox"/> 子離れできない・過干渉                  |
| <input type="checkbox"/> うつ状態                              | <input type="checkbox"/> ものごとに対して白黒二極判断しかできない         |
| <input type="checkbox"/> 完璧主義あるいは「…ねばならない」という思いが強い         | <input type="checkbox"/> 善悪判断のため厳しいしつけの必要性を強く感じている    |
| <input type="checkbox"/> DV（夫から暴力を受けている等）                  | <input type="checkbox"/> 育児書情報等へのこだわり                 |
| <input type="checkbox"/> アルコールやその他の依存・過食・拒否                | <input type="checkbox"/> 専門家からの育児指導を育児能力評価と受け止め傷つく    |
| <input type="checkbox"/> 精神疾患が疑われる                         |   |

## イ 初期対応

### ●虐待の有無及び危険度の判断と通告

相談員は電話相談に寄せられた内容によって、相談者の状況または子どもにとっての危険度が高いかどうか判断します。すぐに判断がつかない時は、\*スーパーバイザーへ相談しながら検討します。心配な状況と判断された場合は、基本的にまず相談者との面接を行い、詳しい状況と情報を得るように努めます。必要があれば相談者の同意に基づき、文書（緊急時は口頭）で児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に子どもからの相談は緊急に保護が必要な場合があります。

### ●情報収集と観察記録

相談および面接の中から、できるだけ多くの情報を集めるようにします。自ら虐待の問題意識があり、外に助けを求める力もある保護者の場合は、話しやすい対応をしていくことで、相談者自身が問題を整理し楽になっていくことも少なくありません。

また、経過の記録をとることも、その後の対応のために重要です。

### ●スーパーバイザーによるケース検討

継続相談の対応方法や関係機関へのつなぎ方などについて、スーパーバイザーを中心としてケースごとに検討を行います。

\*スーパーバイザー＝電話相談員に対する助言や援助を行う専門家のことです（一般的には監督者や管理者を指します）。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保

もし、子どものそばに寄り添う援助者がいる場合、保護者への不用意な働きかけは援助者、子ども双方に危険が及ぶおそれがあるため、独断によらず関係機関との連携が大切であることを相談者に伝えます。

### ●心理面への対応

子ども本人からの相談の場合は、必ずしも子ども自身が自分の置かれている状況を詳細に語らないこともあります。そのような時は無理に聞き出そうとしないで、子どもの言葉をそのまま受け止めるようにしましょう。虐待の痛みや辛さを受け止める姿勢で「よく電話してくれましたね」、「あなたは何も悪くない」等の声掛けやメッセージを伝えることが必要です。

〔保護者への援助〕

### ●精神的援助

電話相談の場面では、保護者が誰にも言えない虐待の悩みを、勇気を振りしぼって電話してくることに對して、十分配慮する姿勢が大切です。

こちらからの指示や評価等はできるだけ避けて、保護者の思いをそのまま受け止め、保護者に安心感を持ってもらうようにしましょう。こうしてはじめて保護者は、日頃から押し込めてきた自分の本心と向き合える場を持つことができます。

保護者が抱える問題の程度によっては、相談の場の提供だけでも本人あるいは子どもとの関係に改善、回復が見られることもあります。

援助においてもっとも大切なのは、「孤立を防ぐ」ことです。そのために「聴く」という方法は力を

発揮します。虐待をやめさせることや問題解決のアドバイスに囚われないことが肝心です。

### ●専門機関の紹介とグループワークによる援助

保護者によっては自ら治療機関での治療を希望するケースもありますが、そうでない場合は、適当な機関を紹介することも必要です。

また、子どもの様子や状況に危険な要素があれば、それを避けるための方法も保護者に伝え、一緒に考えていく姿勢で臨むことが大切です。

このほかキャプネット・みやぎでは、虐待問題を抱える母親のためのグループワークを週一回行っており、関係機関からの紹介及び電話相談でグループワークが有効と思われる場合は参加を促しています。また、養育者が子どもとの良好な関係を作るための「楽になる子育て講座」を年2回実施しています。

いずれの場合も紹介した機関が決して最後の砦ではなく、これからも継続的に相談に乗れることを保護者に伝えます。

〔一般の通報者への配慮〕

### ●心理面への対応

第三者による通報は、通報者が知り得た情報をどうしたらよいか分からず強い不安感を抱きながら、一方で密告者のなうしろめたさも同時に抱えていることが多いものです。

不安感に対しては、まず一人で抱え込まず電話してくれたことに感謝し、一緒に対応を考える姿勢をしめすとともに、通報者が特定されるような情報が漏れないよう保護されることを十分説明し安心感を与えます。

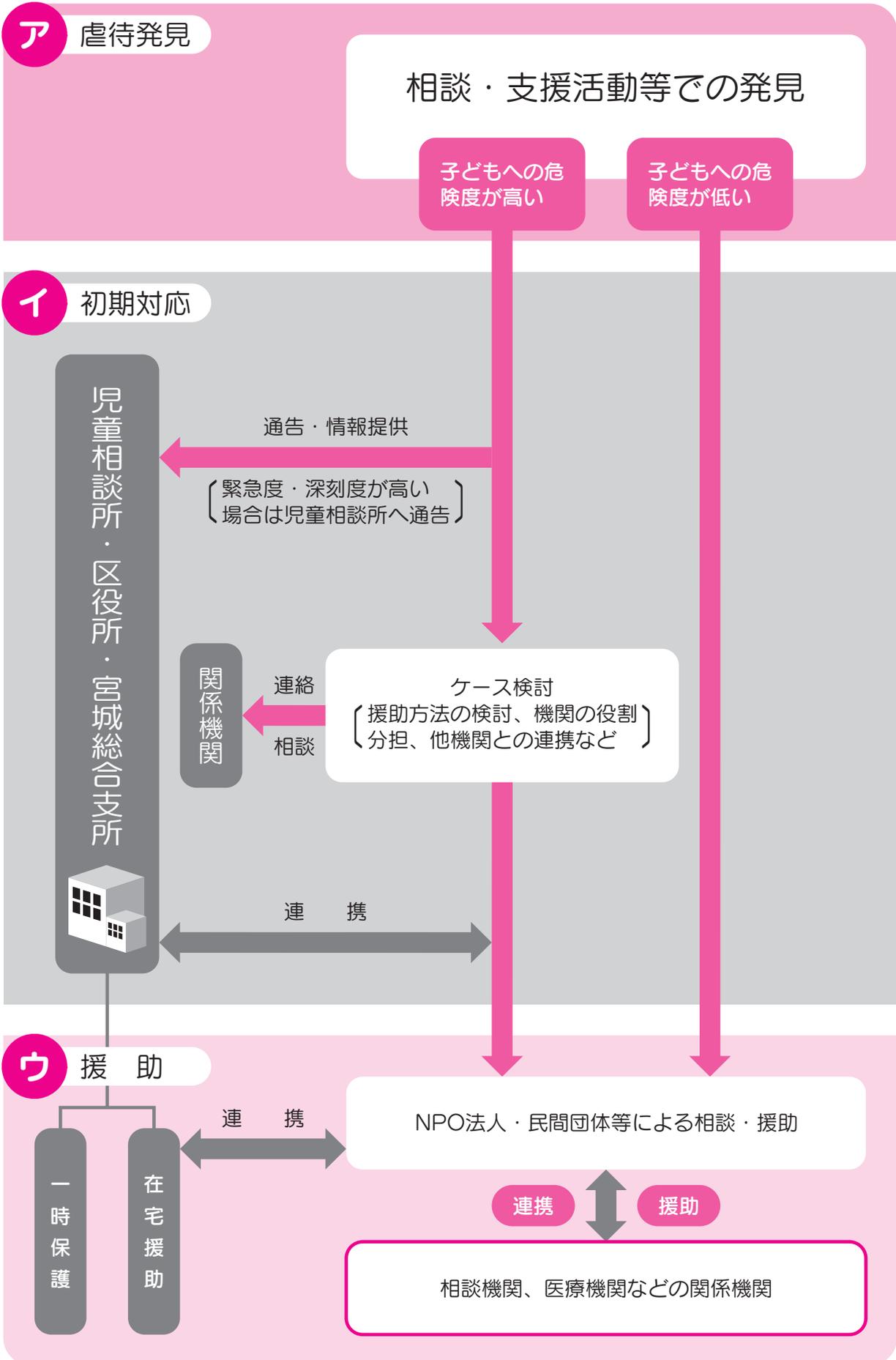
また、単に虐待者を加害者として捉えるのではなく、通報が家族全体に対しての援助の始まりを意味することを伝えます。第三者による通報は多くの場合、その家庭状況等の調査が必要なため、相談者に同意を求めた上で、児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。

〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

虐待問題を抱える家族の自立的回復を達成するには、ケースの特性に添った長期に渡る多角的援助が必要となります。関係機関が役割を分担・連携して対応することが大切であり、児童相談所や区役所・総合支所と連携を密にして、個別ケース会議等でのスーパーバイズ等、必要な援助を行っていきます。

[NPO法人・民間団体等]



## (10) 区役所・宮城総合支所（子ども家庭応援センター）

区役所・宮城総合支所は、児童虐待を発見できる機会が多い機関です。また、児童相談所と並んで通告を受ける立場であるとともに、各区家庭健康課こども家庭係・宮城総合支所保健福祉課こども家庭係は、本市における「\*子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」及び要保護児童対策地域協議会の調整機関として位置付けられており、虐待対応を担う機関です。

この子ども家庭総合支援拠点に、「\*子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と保育給付等の業務を合わせた一体的な連携体制を「子ども家庭応援センター」と呼称しています。

\*子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）＝子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行います。さらに、要支援児童及び要保護児童等を対象とした支援業務を行います。

\*子育て世代包括支援センター＝仙台市では、各区役所家庭健康課母子保健係及び各総合支所保健福祉課保健係を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、保健師等が相談支援等を行うとともに、様々な事業を実施し、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っています。

区役所・宮城総合支所で虐待を発見できる可能性のある場面は、次のとおりです。

《子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）：各区家庭健康課こども家庭係・宮城総合支所保健福祉課こども家庭係》

### ・\*子供家庭総合相談

\*子供家庭総合相談＝子どもとその保護者を対象に、子どもの健康や養育に関する相談、ひとり親家庭の生活支援、婦人保護に関する相談等の種々の相談を受け、必要に応じて援助を行います。児童虐待に関する相談や通告も、この総合相談で受け付け適切に対応し、通告については48時間以内に児童の状況を確認します。

《子育て世代包括支援センター（母子保健機能）：各区家庭健康課母子保健係・各総合支所保健福祉課保健係》

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊産婦、新生児・未熟児、幼児等のいる家庭への訪問
- ・各種教室、相談（3～4か月児育児教室、健診事後フォロー教室、こころの健康相談、その他の電話相談・面接等）
- ・幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査）
- ・保育所等関係機関との連絡時または訪問時

《その他福祉関連部署：保育給付課・保護課・障害高齢課》

- ・各種相談（生活保護や障害者の相談等）
- ・各種申請手続き（各種障害者手帳の申請・更新、各種手当の申請、保育所の入所申し込み等）

## ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

〔子どもの様子〕

- 著しく発育が遅れている（低身長、やせ）
- 著しく発達が遅れている（運動、言葉、理解）
- 不自然な傷、やけど、骨折、外傷が多い
- 病気が放置されている
- 清潔保持が不十分（体や衣服の汚れ・臭い、ひどいおむつかぶれ、虫歯が多いなど）

### 〔子どもの様子－続き－〕

- 基本的な生活習慣が身についていない
- 季節に合わない服装をしている。
- 表情や反応が乏しく笑顔がない
- 人との関係の取り方が不自然（他児とうまくかかわれない、親の顔をうかがう、親への甘えがないなど）
- 威圧的、攻撃的、乱暴な言葉使いや行動
- 衣服を脱ぐことを異常に嫌がる
- 身体的接触を異常に怖がる
- 初めて会う他者への過剰な接触

### 〔保護者の様子〕

- 子どもへの接し方が不自然（あやし方が機械的、抱かない、荷物のように扱う）
- 事故防止への配慮がない
- 子どもに対する拒否的な発言（かわいくない、いらぬ、子どもが嫌いなど）
- 子どもを見る目が厳しく叱責が多かったり、人前で平気で叩いたりする
- 子どもに健康診査や予防接種を全く受けさせていない
- 必要な医療を受けさせない
- 人との距離感がつかめない
- 感情が不安定で人格に偏りがある
- 育児の知識の偏りが見られる
- 夫婦仲が悪い、不安定な婚姻関係
- DVがある、配偶者間に一方的な支配関係がうかがえる
- 経済的困窮がある
- 不自然な転居を繰り返している

## イ 初期対応

### ●相談や通告を受ける

子ども自身や保護者からの虐待の相談電話が入ったり、市民や様々な機関から、虐待であるまたは虐待の疑いがあるという通告を受けた時は、「虐待通告受付票」（P.79 参照）に記入しながら、可能な限りの情報を収集するように心掛けます。

また、通告者も動揺しているので、問いただすようなことは避け、通告してくれたことへの感謝と通告者の秘密は守られることを話しましょう。

通告を受けたら、すぐに課長及び係長に報告します。

### ●受理会議（緊急受理会議）

集められた情報をもとに所内の関係各課による会議を開き、「一時保護に向けたアセスメントシート」（P.19 参照）及び「深刻度アセスメントシート」（P.20 参照）に基づき、所内での対応が可能かどうか、内容の深刻さ及び緊急介入の必要性の判断を行います。

### ●現状確認と情報収集

関係者及び関係機関へ問い合わせたり、必要時訪問するなどして子どもの安全を確認するとともに、情報収集、状況把握に努めます。その際、来所相談等が継続できるように関係機関と連携をとりながら保護者との関係づくりを心がけ、虐待について問い詰めるような発言をしないように注意しながら、子どもとの関わりが不適切であるため、一緒に改善していきたい旨を理解してもらえようようにしましょう。転入したばかりのケースで、前自治体に虐待に関する情報があれば、可能な範囲で聞き取りを行い

ます。

虐待が疑われた時点から、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記したケースファイルを作成します。

また、児童相談所からケースについて調査等の依頼があった場合には、内部や外部の関係機関と速やかに協力体制をとることが必要になります。

### ●緊急時の児童相談所への\*送致・通知

所内会議において緊急度・深刻度が高いと判断された場合は、虐待の事実を児童相談所に連絡すると同時に、緊急に介入が必要な場合は、関係情報を添えて早急に児童相談所へ送致します。

\*送致=ケースを移管することで、子どもの身柄とともに送る場合と、書類だけを送る場合があります。

### ●ケース検討会議

緊急介入の必要性が低い場合は、地域での援助体制を整えるため必要な関係機関に呼びかけてケース検討会議を開催します。会議では、区役所（宮城総合支所）としてどのようなことができるのか、それぞれの機関がどのような役割を担えばいいのかなどについて協議し、共通認識を持つとともに対応策を検討していきます。

## ウ 援助

子どもや保護者の心身の問題や家族関係に関して、保健師、助産師、家庭相談員（社会福祉士、保育士等）、精神保健福祉相談員及び心理判定員等が連携して電話や面接による相談、家庭訪問等を行います。

また、場合により、医療機関や専門の相談機関の紹介や福祉制度の活用としての保育所の一時保育の利用を勧めたり、保護を必要とする母子に対しては、母子生活支援施設への緊急一時保護又は入所の支援、女性相談支援センターの一時保護所への\*移送を行います。

援助方法の検討など必要に応じてケース検討会議で協議します。また、必要に応じて児童相談所の助言指導を受けるようにします。

\*移送=身柄を移すこと

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保

未就学児の場合、保育所等への入所を促すことで、子どもが保護者と離れる時間を持つことができ、日中の安全確保が図れます。また、民生委員児童委員、主任児童委員、警察などによる地域での見守りや連絡の体制をつくります。

### ●心理面への対応

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話すことをためらうことがあるかもしれません。

また、自分が悪い子だから辛い目にあっていると思い込んでいるかもしれません。

そこで、接し方としては子どもに安心感を与え、信頼関係を確立することや、子どもの表情や言動から気持ちをくみ取り、虐待の事実を告げたことへの罪悪感を抱かせないようにすることが必要で、そのためには、話しやすい雰囲気をつくり、十分に時間をかけて子どもの気持ちを受け止めることが大切です。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

保護者との関係が切れないようにしながら、面接相談や家庭訪問を繰り返し保護者理解に努めていきます。なかなかこちらの働きかけを受け入れてくれなかったり、理解しがたい言動に遭遇することもあります。保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなど複雑な問題を抱えていることが多いため、責めるような関わりはせず、時間をかけて向き合っていきましょう。

特に、保護者が子育てに自信をなくさないように支えていくことが必要です。

●専門機関や子育て支援施設等の紹介

保護者が育児不安を抱えていたら、保育所等で実施している地域子育て支援センターや子育てふれあいプラザ「のびすく」、相談機関等を紹介するなど子育てを支援できる具体的方法を提示します。

子どもに問題行動や発達障害がある場合は、そうした行動への理解が持てるように、育児教室等の利用を勧めたり児童相談所や発達相談支援センターを紹介するなど別の対応方法を考えます。

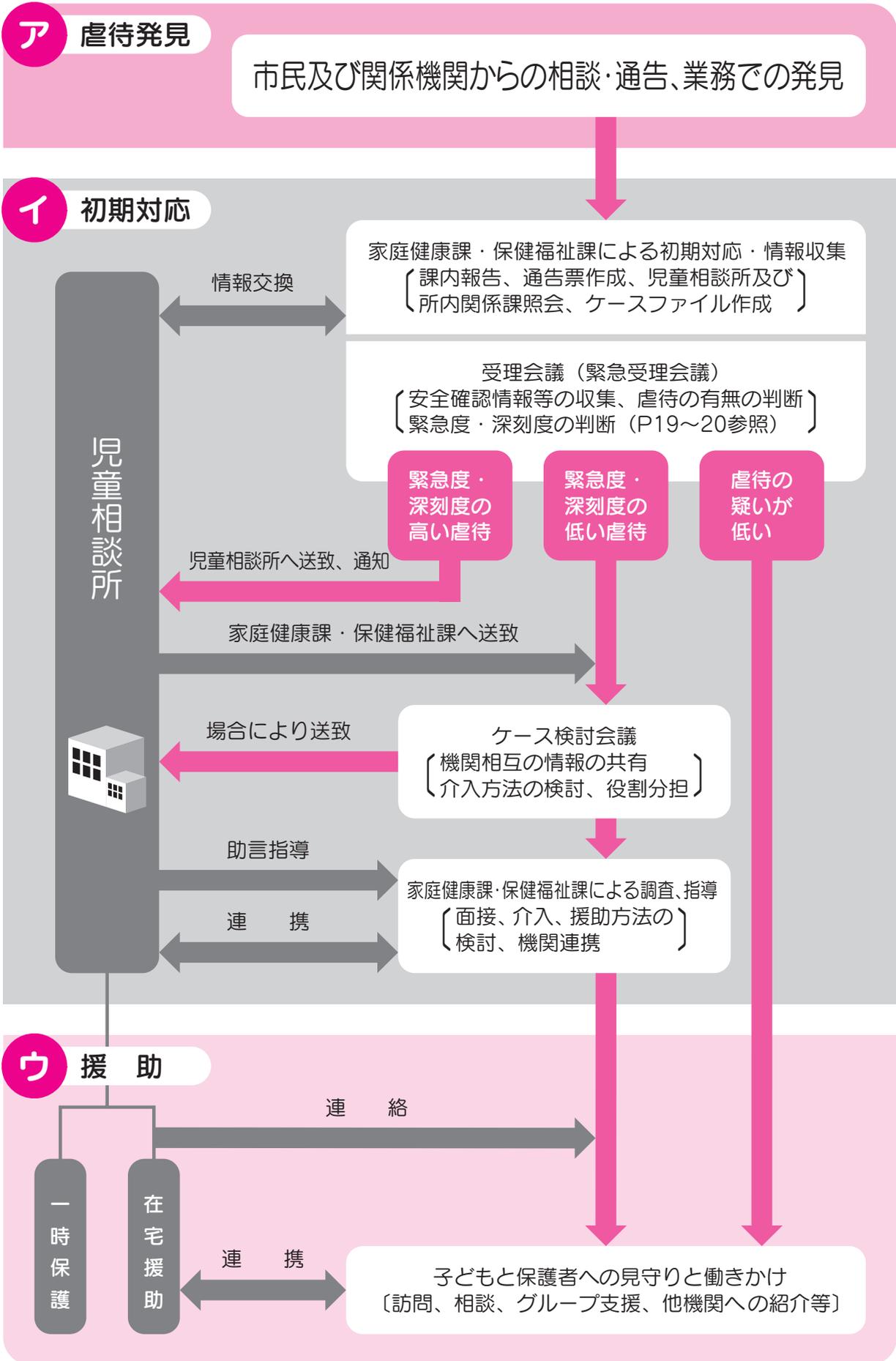
保護者自身に嗜癖問題や精神疾患がある場合は、家庭訪問や精神保健福祉相談を活用したり、精神保健福祉総合センターなどの自助グループを紹介します。

〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待の背景には、子ども及び保護者双方に様々な問題が存在します。こうした虐待への対応は一人又は一機関で行えるものではなく、子どもと保護者を取り巻く様々な機関がそれぞれの立場で機能しネットワークを構築していくことが必要です。

在宅の場合はもとより児童相談所より措置解除の連絡を受けたら、ケース検討会議等の検討結果に基づき、児童相談所と連携及び役割分担しながら、子どもと保護者の経過観察を行います。また、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、民生委員児童委員、主任児童委員、子どもが通う学校や幼稚園、保育所、児童館、相談機関や医療機関、地域の警察署などの関係機関と円滑に連携できるように取り組みます。



## (11) 秋保総合支所

秋保総合支所には、地域住民の健康の保持増進を目的とし、健康づくりの諸活動を行っている保健福祉課が設置されています。新生児家庭訪問、幼児健康診査や各種教室などの際に、児童虐待を発見できる可能性があります。

ただし、福祉事務所機能を有してはいないことから、児童虐待を発見した場合は児童相談所及び区役所へ通告することが必要であり、情報提供及び対応において、協力体制をとることが大切です。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

#### 〔子どもの様子〕

- 著しく発育が遅れている（低身長、やせ）
- 著しく発達が遅れている（運動、言葉、理解）
- 不自然な傷、火傷、骨折、外傷が多い
- 病気が放置されている
- 清潔保持が不十分（体や衣服、ひどいおむつかぶれ、虫歯が多いなど）
- 基本的な生活習慣が身についていない
- 季節に合わない服装をしている
- 表情や反応が乏しく笑顔がない
- 人との関係の取り方が不自然（他児とうまくかかわれない、親の顔色をうかがう、親への甘えがないなど）
- 威圧的、攻撃的、乱暴な言葉使いや行動
- 衣服を脱ぐことを異常に嫌がる
- 身体的接触を異常に怖がる

#### 〔保護者の様子〕

- 子どもへの接し方が不自然（あやし方が機械的、抱かない、荷物のように扱う）
- 事故防止への配慮がない
- 子どもに対する拒否的な発言（かわいくない、いらぬい、子どもが嫌いなど）
- 子どもを見る目が厳しく叱責が多かったり、人前で平気で叩いたりする
- 子どもに健康診査や予防接種を全く受けさせていない
- 必要な医療を受けさせない
- 人との距離の取り方がへた
- 育児の知識の偏りが見られる
- 夫婦仲が悪い、不安定な婚姻関係
- DVがある、配偶者間に一方的な支配関係がうかがえる
- 経済的困窮がある
- 不自然な転居を繰り返している

### イ 初期対応

#### ●虐待の発見と情報収集

家庭訪問や健診時あるいは窓口対応などの際、虐待の疑いがあるときや相談を受けた場合は、係長及び課長に報告するとともに過去に相談が無かったか、訪問時に気になる点が無かったかなど、虐待の有無について早急な検討を行います。

#### ●児童相談所又は区役所への通告

虐待の疑いが高い場合には「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所及び区役所へ緊急度や深刻度の判断も含め通告します。

#### ●ケース検討会議

必要に応じて児童相談所、区役所や他の関係機関を交えたケース検討会議を行い、子どもと保護者をどのように援助していくのか、関係機関との連携のとり方や役割分担などについて協議します。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全確保

区役所との連携のもと、保育所への入所などを促すことで、子どもが保護者と離れる時間を持って、日中の安全確保が図られます。また、民生委員児童委員、主任児童委員、警察などによる地域での見守りや連絡の体制をつくりまします。

### ●心理面への対応

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話すことはあまりありません。また、自分が悪い子だから辛い目にあっていると思い込んでいます。

そこで、接し方としては子どもに安心感を与え、信頼関係を確立することや、子どもの表情や言動から気持ちをくみ取り、虐待の事実を告げてしまったことへの罪悪感を抱かせないようにすることが必要で、そのためには、話しやすい雰囲気をつくり、十分に時間をかけて子どもの気持ちを受け止めることが大切です。

〔保護者の援助〕

### ●精神的援助

保護者との関係が切れないようにしながら、家庭訪問などを行い保護者理解に努めていきます。保護者の理解しがたい言動に遭遇することもあります。保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなどを抱えていることが多いので責めることはせず、時間をかけて向き合っていきましょう。特に、保護者が子育てに自信をなくさないように支えていくことが必要です。

### ●専門機関の紹介

保護者が育児不安を抱えていたら、保育所等地域子育て支援センター、子育てふれあいプラザや相談機関などを紹介するなど子育てを支援できる具体的方法を提示します。

子どもに問題行動や発達障害がある場合は、そうした行動への理解が持てるように、育児教室等の利用を勧めたり、児童相談所や発達相談支援センターを紹介するなど別の対応方法を考えます。

保護者自身に嗜癖問題や精神疾患がある場合は、家庭訪問や精神保健福祉相談を活用したり、精神保健福祉総合センター、医療機関や自助グループを紹介します。

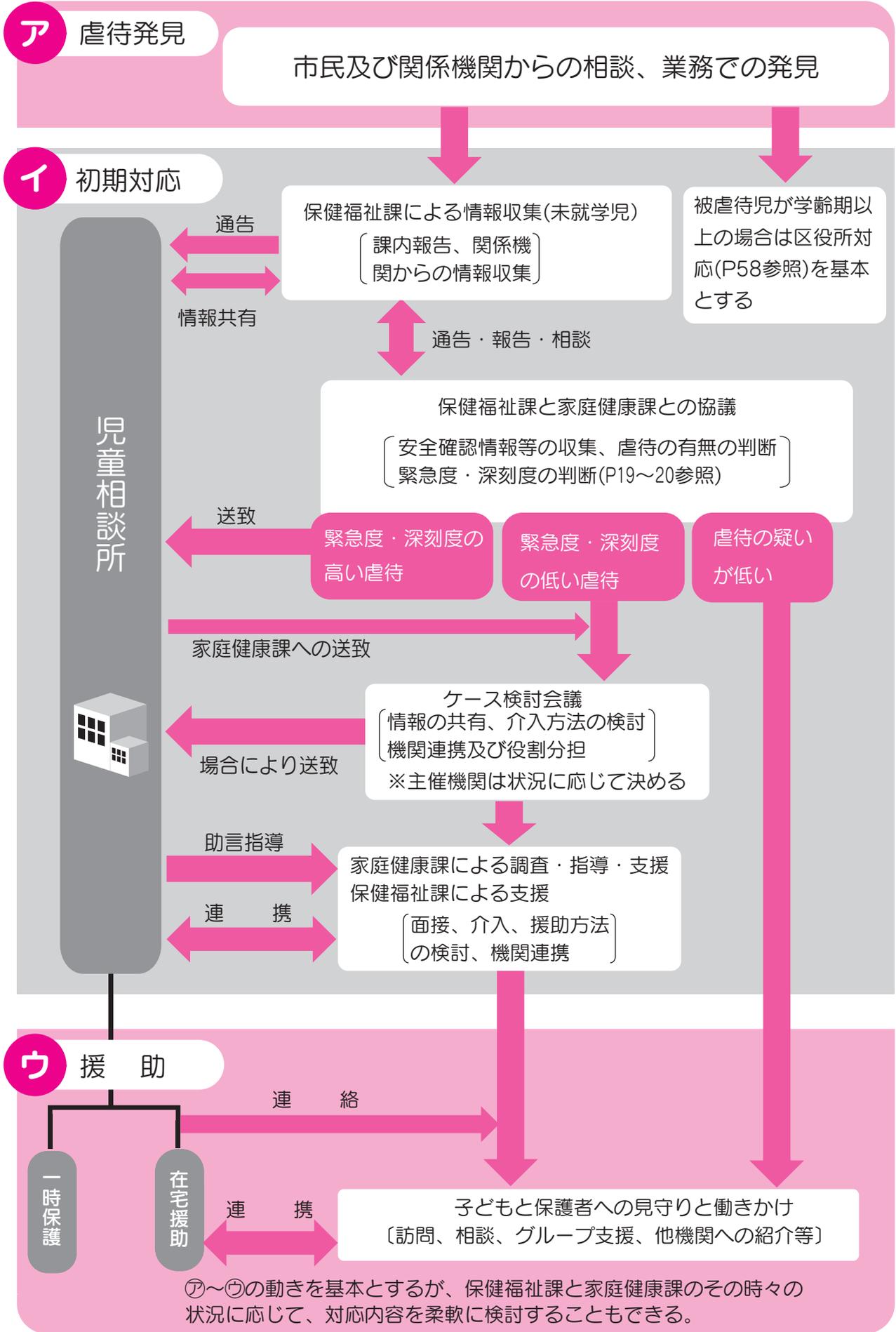
〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

虐待の背景には、子ども及び保護者双方に様々な問題が存在します。こうした虐待への対応は一人又は一機関で行えるものではなく、子どもと保護者を取り巻く様々な機関がそれぞれの立場で機能しネットワークを構築していくことが必要です。

在宅の場合はもとより児童相談所より措置解除の連絡を受けたら、児童相談所及び区役所との協議結果に基づき、児童相談所及び区役所・総合支所との連携及び役割分担しながら、子どもと保護者の経過観察を行います。

また、必要に応じて民生委員児童委員、主任児童委員、子どもが通う学校や幼稚園、保育所、児童館、相談機関や医療機関、地域の警察署などと連携をとり対応していきます。



## (12) 児童相談所

児童相談所は虐待通告の受付機関であり、虐待が疑われるケースについて、相談、調査、判定を行うほか、一時保護や施設措置の機能を有するなど虐待対応の中心的役割を担っています。

また、虐待対応における専門機関として、区役所をはじめ関係機関に対して技術的な助言指導を行います。

児童相談所に寄せられる相談には虐待に関するもののほか、養護相談、非行相談、育成相談など、子どもに関する様々な相談があります。相談種別は異なっても、保護者の子どもに対する不適切な関わりから、子どもが情緒不安定になったり非行に走ったりするケースが多く、虐待の疑いのあるものも少なくありません。相談の場では、表面的な行動にとらわれず本質的な問題はどこにあるのかを把握するよう努めることが大切となります。

### ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

#### 〔子どもの様子〕

- 子どもの所在が確認できず、保護者が逃げ出そうとしている
- 子どもの置かれた環境が物理的に危険な状態にある
- 保護者を恐れる、又は一緒にいると非常に緊張する
- 他の子どもや大人に対してかなり攻撃的な言動をする
- 虫や小動物をいじめる
- 子ども自身が「家で叩かれる」という
- 不自然なケガをしている
- 性的なことに過度に関心を示す

#### 〔保護者の様子〕

- 保護者が子どもに深刻な危害をもたらしている又は恐れがある
- 保護者の行動が暴力的で制御できないことがある
- 子どもに対する言動が否定的で、非現実的な期待を持つ
- 子どもに近寄ることを拒絶する
- 子どもに深刻な危機が潜在しているのに何もしようとしない
- 子どもに適切な食事、衣服、医療を与えない
- 保護者が薬物・アルコール依存症である
- 保護者が精神疾患又は精神的に不安定である

### イ 初期対応

#### ●相談や通告を受ける

子ども自身や保護者から虐待の相談電話が入ったり、市民や様々な機関から、虐待であるまたは虐待の疑いがあるという通告を受けた時は、「虐待通告受付票」(P.79 参照)に記入しながら、可能な限りの情報を収集します。

また、通告者に対しては、通告への感謝と通告者の秘密は守られることを話します。

通告の情報は、速やかに緊急対応係に報告します。

なお、相談や通告を受けた中で虐待の疑いが低い場合で、区役所・宮城総合支所に対応することが適切と判断されるケースについては、両機関協議のうえ、区役所・宮城総合支所へ送致します。

#### ●子どもの安否確認と情報収集

緊急対応係は通告内容を確認のうえ、通告者及び関係機関に働きかけて、情報の収集・整理を早急に

行い、48 時間以内に子どもの安否を確認します。特に、緊急介入の必要性を判断できる情報は大切です。

### ●所内での対応検討

緊急介入が必要かどうか、一時保護が必要かどうかの判断を速やかに行います。

また、介入する際の子どもや保護者への対応の体制をどうするか、どこに協力を要請をするかなどについて協議します。なお、虐待への対応は複数で行うことが原則です。

### ●緊急度・深刻度が高い場合

所内ですぐに援助方針会議を行い、複数で訪問調査や場合によって一時保護を実施し、子どもの安全を確保します。

保護者が強硬に介入を拒んだり、暴力をふるったりするなど職員の安全が保持できない恐れがある時は、警察署長に援助を要請します。原則的には文書で要請し、事前協議を行うこととなりますが、緊急度が高い場合は口頭で要請し、後日文書を送付します。

虐待等の理由で、警察より身柄付きで通告を受けた場合も、子どもの安全を確保し、子どもの心身の状況を把握することが大切です。

### ●緊急度・深刻度が低い場合

関係機関との情報共有を行うなど客観的情報の把握に努め、緊急対応係での介入の方法を検討します。虐待の程度、子どもと保護者の状況などによっては、関係機関と協議し対応を依頼する場合があります。

しかし、あくまでも介入・対応の中心は児童相談所となるので、関係機関との連携を密にして情報の共有化を図り、事態が急変したときには迅速な対応がとれるようにしておくことが必要です。

### ●区役所・宮城総合支所への助言指導

区役所・宮城総合支所で対応している虐待ケースの介入及び援助方法について、区役所・宮城総合支所より助言を求められたときは、児童相談所から適切な助言指導を行う必要があります。また、求めに応じてケース検討会議にも出席します。

## ウ 援助

〔子どもへの援助〕

### ●子どもの安全の確保

子どもの心身の安全を確保する必要がある場合は緊急援助方針会議を実施し一時保護を行います。そして児童福祉司や児童心理司、一時保護所の児童指導員は、子どもの状態を把握し、子どもの心身に必要なケアに努めます。また、子どもの身体状況を確認して治療が必要な場合は医療機関と連携し、適切な医療を受けさせることも必要です。

家庭環境の調整が困難な場合は、一時保護の後に施設措置の手続きをとります。施設措置について、保護者の同意を得られない場合で児童相談所長の職権による措置が必要な場合は、児童福祉法第 28 条により家庭裁判所に施設措置承認の審判の申立てを行います。

保護者が執拗に引渡しを要求し実力行使に及んだ時には警察に援助要請をします。

### ●心理面への対応

子どもに心身の安全が確保されていることを話し、安心感を持たせます。

また、虐待を受けている子どもは、自己評価が低く自信を失っている場合があります。児童心理司を

はじめ関係職員は、子どもが置かれている環境の把握に努め、子どもの言葉に耳を傾け、不安な気持ちや辛い思いを受け止めることが大切です。

〔保護者への援助〕

### ●保護者との信頼関係の構築

虐待の対応を行う場合には、保護者との間に信頼関係ができているかどうか重要なカギになります。対人関係に問題がある保護者も少なくなく、中には児童相談所を敵視している保護者もいるので信頼関係を築くのは難しい面もありますが、できるだけ冷静に対応し保護者の理解を得るように努めます。

### ●精神的援助

虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレス、育児不安などそれなりの理由があります。保護者を責めることはしないで、気持ちを聴き、理解する姿勢が大切です。

また、子どもの育て方など具体的な方法を説明しながら、子どもにとっての適切な養育環境を一緒に考えていきます。

### ●専門機関の紹介

保護者に精神疾患がある場合には、適切な相談機関や医療機関を紹介します。

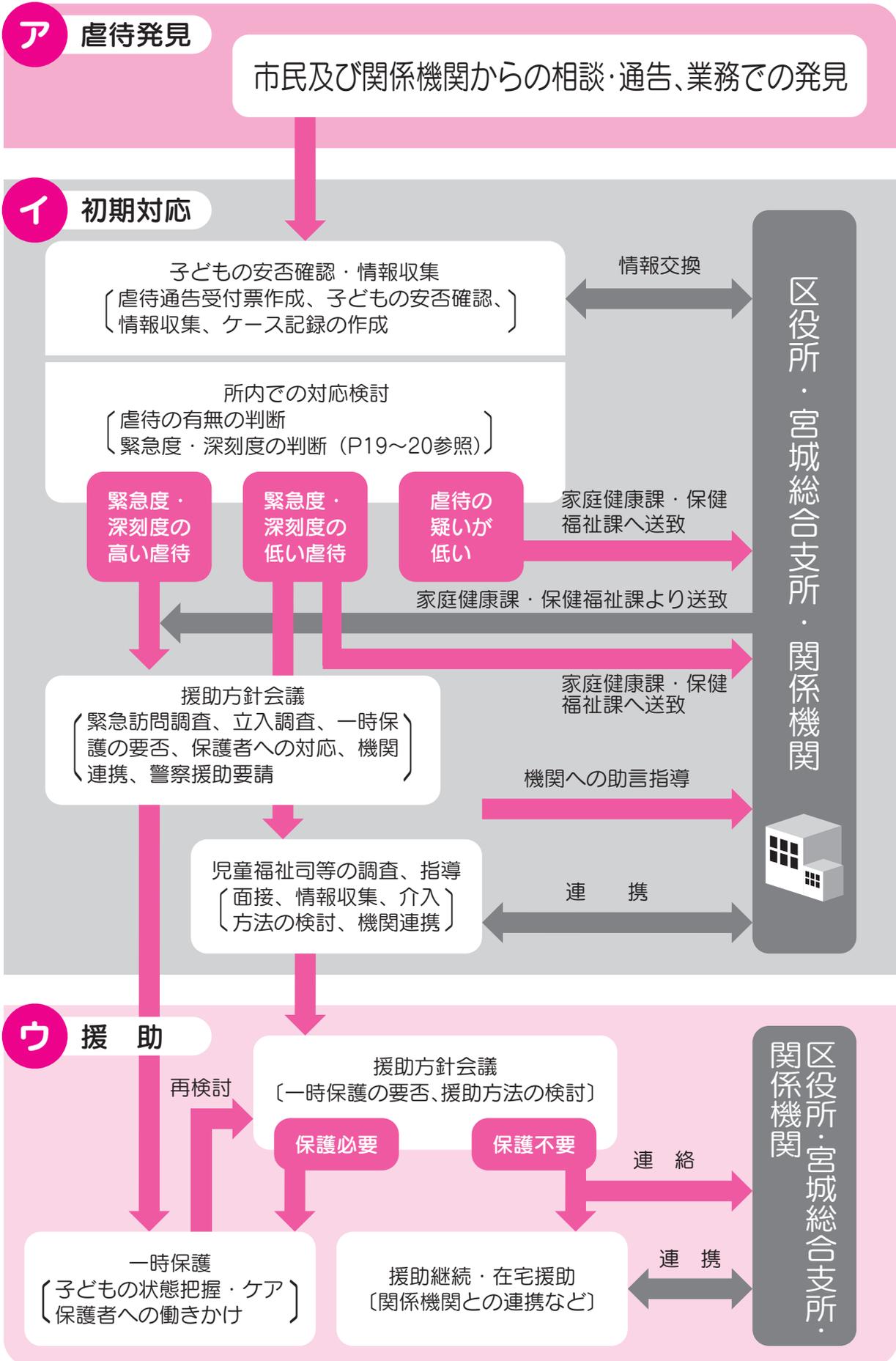
〔援助の体制〕

### ●関係機関とのネットワーク

在宅での支援については、学校・保育所等の所属先や区役所等地域の関係機関と連携し、子どもと保護者の様子を経過観察しながら援助をすすめることが必要です。

一時保護及び施設措置を解除する際には、事前に子どもの所属先や区役所等関係機関に連絡します。

〔児童相談所〕



## ヤングケアラー

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを言い、近年、社会問題として取り上げられることが増えてきました。その責任や負担の重さにより、学校生活や友人関係などに支障をきたすことがあり、心身への影響も大きいことが問題となっています。しかし、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族にも自覚が無い場合が多いことから、支援が必要であっても表面化しにくいことが指摘されています。

仙台市ではヤングケアラーへの支援として、こども若者相談支援センター内に相談窓口（P.85）を設置しています。また、ヤングケアラー経験者や関係機関が当事者の支援にあたる「ピアサポート体制」の構築や、当事者とピアサポーターの意見交換の場として、オンラインサロンを開設しています。当事者同士が気軽に悩みや経験を共有したり、当事者がピアサポーターからアドバイスを受けたりする機会を通して、ヤングケアラーの早期発見と支援につなげます。

## 子どもアドボカシー

アドボカシーとは、「権利を侵害されている当事者のために声をあげること」（『アドボカシーってなに？施設訪問アドボカシーのはじめかた』栄留里美、他による）です。

社会的養護下にある子どもは、これまでの経験、周囲の大人との関係性、自尊心の低さ等から自ら声を上げることが難しい状況にあります。そのような状況にある子どもたちの権利を擁護するため、意見表明等支援員（子どもアドボケイト）が、子どもの声を代弁し、子どもの意見を形成したり、表明したりすることを支援しています。

仙台市では、令和4年度から子どもアドボケイトが児童相談所一時保護所、児童養護施設へ定期的に訪問し、意見表明を希望する子どもと個別に面会し意見聴取を行っています。また、その内容や子どもの意向により、施設職員や関係する機関へ意見を伝えたり、社会福祉審議会子ども権利擁護部会で審議を行い関係機関へ意見の具申を行う仕組みを設けています。